総務文教委員会記録

○開催日時			
平成26年9月29	日 午前9時59分~午後2時57分	}	
			_
○開催場所			
第2委員会室			
—— ○出席委員 (7人)			_
委員長 福元	: 光 一	委 員 成 川	幸太郎
副委員長 徳 永	武 次	委 員 下園	政 喜
委 員 杉 薗	道朗	委 員 森満	晃
委 員 川 添	: 公 貴		
			_
○その他の議員			
議員帯田	裕達		
			_
○説明のための出席者			
監査委員	篠原和男		
		教 育 部 長	中 川 清
総 務 部 長	今 吉 俊 郎	教育総務課長	鮫 島 芳 文
総 務 課 長	田代健一	主幹	上 口 憲 一
秘 書 室 長	, , ,, =	学校教育課長	原之園 健 児
文書法制室長	堀ノ内 孝	主幹兼学事グループ長	松田啓美
主幹兼文書グループ長		社会教育課長	橋 口 誠
財 政 課 長	今 井 功 司	文 化 課 長	岩 元 ひとみ
財産活用推進課長	平 原 一 洋	市民スポーツ課長	坂 元 安 夫
税務課長	山 口 秀 昭	少年自然の家所長	上村実行
収 納 課 長		中央図書館長	本野啓三
契約検査課長	堂 元 清 憲	主幹兼図書館グループ長	平 山 真 理
○事務局職員			_
議事調査課長	道場益男	主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一
課長代理			7.5
	• •		

○審査事件等

	審	査 事	件	等			所	管	課	
議案第94号	決算の認定について	(平成25	年度薩摩	季川内市-	一般会計歳入歳	出決算)	社 会(中身			
							中央	図	書	館
							少年	自象	! の	家
							教 育 学 校		務育	課課
							文	化		課
							市民	ス ポ	ー ツ	課
							総	務		課
							秘	書		室
							文 書	法	制	室
							財	政		課
							財産活	舌用:	推進	課
							契 約	検	査	課
							税 収	······· 務 納		課課

△開

○委員長(福元光一) ただいまから総務文教委 員会を開会いたします。

本委員会は、本日から2日間にわたり審査を行 いますが、お手元に配付の審査日程により審査を 進めることとし、本日の審査は、契約検査課まで 進めたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることで御異 議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一)御異議なしと認めます。 よって、そのように審査を進めます。

ここで、本日からの審査に当たって、留意事項 を申し上げます。

まず、審査は決算認定議案のみを行い、所管事 務調査は行いませんので、質疑をされる場合は決 算と関連したものとなるよう御留意ください。

また、各課の審査の冒頭に、部長等から決算の 概要として主要施策の成果の概要説明を受けた後、 課長等から決算内容の説明を受けることとしてお りますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。 現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会 議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長に おいて随時許可します。

> △議案第94号 決算の認定について(平 成25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決 算)

○委員長(福元光一) それでは、議案第94号 決算の認定について、平成25年度薩摩川内市一 般会計歳入歳出決算を議題とします。

△社会教育課の審査

〇委員長(福元光一)まず、社会教育課の審査 に入ります。

初めに、決算の概要について部長の説明を求め

○教育部長(中川 清) それでは、社会教育課 の決算概要等を説明いたします。

附属書の156ページをお開きください。

決算額は1億7,888万954円。主要施策の 成果、1、社会教育の充実においては、社会教育 委員の会、社会教育功労者等の表彰、社会教育の 推進に努め、2におきまして、各種教育活動の充

実においては、成人教育事業費としてPTA等の 社会教育団体に対し補助金を支出、また指導者の 研修会を開催したほか、家庭教育事業費として家 庭教育学級を開設し、講演会や研修会を開催、親 自身の学ぶ機会の充実に努め、その他、子育てサ ポーターの育成・養成や子育てサロンを開設した ところです。

157ページ、3の青少年の健全育成において は、青少年育成事業費として、青少年フレッシュ 体験事業や薩摩川内学校応援団の研修会などを実 施し、青少年育成市民会議では、時代を担う青少 年の健全育成を行いました。

また、成人式の開催や少年愛護センターの青少 年の電話相談、街頭補導などを行ったところであ ります。

以上で社会教育課の説明を終わりますが、引き 続き、中央公民館の決算概要等を説明いたします。 附属書の162ページになります。

決算額は1億99万2,210円です。主要施策 の成果、中央公民館の管理並びに地域公民館の管 理では、中央公民館、各地域公民館の適正な施設 管理に努め、表の中央公民館、地域公民館での主 催講座状況のとおり、学習機会を提供し、まなび ネットセンターではパソコン操作に関するさまざ まな相談や学習に応じました。

以上で説明を終わります。

- ○委員長(福元光一)次に、決算内容について 当局の説明を求めます。
- 〇社会教育課長(橋口 誠) それでは、平成 25年度薩摩川内市一般会計歳入歳出決算の社会 教育課分について、御説明をさせていただきます。 まず、歳出を御説明いたしますので、決算書の 189ページをごらんいただきたいと思います。

10款5項1目社会教育総務費では、支出済額 1億7,888万954円であります。

次に、備考欄で、事項ごとに決算額と内容につ いて御説明いたします。

まず、事項、社会教育管理費の決算額は1億 6,311万1,934円であり、主なものは社会 教育指導員11人分の報酬と社会保険料、職員 21人分の給与費及び県社会教育委員連絡協議会 負担金ほか1件が主なものでございます。

次に、事項、社会教育振興費の決算額は 417万576円であり、主なものはPTA連合 会運営補助金ほか1件であります。

次に、事項、青少年対策費の決算額は 1,159万8,444円であり、主なものは青少年教育指導員4人分の月額報酬及び少年愛護委員 93人の日額報酬、社会保険料、また市成人式の 第2部「はたちのつどい」イベント業務委託ほか 3件の委託料及び青少年育成市民会議運営補助金 ほか1件であります。

なお、1節当たり50万円以上の不用額はない ものでございます。

次に、195ページをごらんください。

3目、公民館費を説明いたします。

支出済額は1億99万2,210円であります。 備考欄で、事項ごとに決算額と内容について説 明させていただきます。

事項、中央公民館費の決算額は4,525万7,100円であり、主なものは職員3人分の給与費、中央公民館・中央図書館清掃業務委託ほか12件の委託料、中央公民館・中央図書館駐車場区画線補修工事及び県公民館連絡協議会市町村等負担金であります。

次に、事項、地域公民館費の決算額は 5,573万5,110円であり、主なものは地域 公民館主事等報酬6人分、社会保険料、樋脇・東 郷公民館管理清掃業務委託ほか35件の委託料、 鹿島公民館屋上防水改修工事ほか4件の工事請負 費及び備品購入費等であります。

次に、この3目公民館費におけます1節当たり 50万円以上の不用額について、御説明いたしま す。

13節、委託料の不用額58万7,289円は、 各公民館の管理清掃等に係ります業務委託料の執 行残の積み上げによるものであります。

また、15節工事請負費の不用額71万495円は、鹿島公民館屋上防水改修工事の執行 残が主なものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入について御説明いたしますので、決 算書の27ページにお戻りください。

14款1項7目4節社会教育使用料であります。 備考欄で主なものを御説明いたします。

28ページの一番上の欄でございます。

社会教育課関係は合計で232万3,330円であり、その内訳は公民館使用料の中央公民館分、地域公民館分及び財産使用料であります。

次に、75ページをごらんください。

75ページは、21款5項4目1節雑入であります。備考欄で主なものを御説明いたします。

社会教育課関係分は76ページの真ん中あたりになりますが、6件の合計額が150万5,130円であります。内訳はコピー代実費収入金、公衆電話実費収入金、市民大学講座受講料、太陽光発電余剰電力料、電気・水道料実費収入金及び市民歌CD実費販売収入であります。

以上で歳入についての説明を終わります。

次に、財産に関する調書の説明を行いますので、 決算書の378ページをお開きください。

378ページに、1、保有財産、(1)土地及び 建物の表がございます。行政財産のうちの公共用 財産、社会教育施設の項中、建物の木造の欄の決 算年度中の滅であります。119.18平方メート ルの減は、入来町にございます大内田集会所を普 通財産に変更したことによる減でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長(福元光一)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員 (成川幸太郎) 青少年の健全育成のところで、学校支援ボランティア事業があるんですけれども。この事業の実績とそのボランティアに携わった人たちの費用っていうのが見られないんですけど、交通費とか何とか全然支給されないんですか。

○社会教育課長(橋口 誠)学校支援ボランティアの御質問いただきましたけれども、平成25年度から始めております。

26年9月の段階で現在ボランティアとしましては124件、学校校数として24校が利用させていただいています。延べ人数、ボランティアの方々が259人、いろいろ活躍をしていただいているところでございます。

先ほど、交通費というようなお話ございましたが、これ全て無償のボランティアでございまして、全て交通費等も自持ちということになっております。大変申しわけないんですけれども、以上でございます。

- **〇委員長(福元光一)**ほかにございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(福元光一)質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。

以上で社会教育課の審査を終わります。御苦労 さまでした。

△中央図書館の審査

〇委員長(福元光一)次に、中央図書館の審査 に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明と求めま す。

○教育部長(中川 清)中央図書館の決算の概 要等につきまして、附属書の164ページで説明 をいたします。

中央図書館の決算額は8,572万8,424円 です。主要施策の成果、1、図書館の管理・運営 に関することでは、市民生活に役立つ図書館づく りを目指して、利用者目線に立った図書館資料の 整備・充実、市民生活の課題に対応した館内展示 に努め、おはなし会事業等の読書推進活動に積極 的に取り組みました。

このほか、移動図書館等によります巡回サービ ス、分館との連携、インターネットの活用等によ り、全域で図書館サービスの充実に努めておりま

165ページ、2の視聴覚ライブラリーの管 理・運営に関することでは、視聴覚教育の振興の ため、所有する機材・教材の維持管理や貸し出し、 子ども映画会、各種講座等を開催したところでご ざいます。

以上で説明を終わります。

○委員長(福元光一)次に、決算内容について 当局の説明を求めます。

〇中央図書館長(本野啓三)中央図書館でござ います。よろしくお願いします。

まず、歳出から説明いたします。

決算書の195ページをお開きください。

10款5項4目図書館費で、支出済額 8,351万1,786円であります。

事項は、図書館管理費のみで、主な支出の内容 は、図書館協議会委員7人分の報酬、中央図書館 の司書業務嘱託員2名及び本土4分館の司書補業 務嘱託員4名の報酬。めくっていただき、次の ページになります。職員6人分の給与費、図書の 貸し出し等の運用に用いております図書館システ ムの保守委託料、図書館システム及び防犯カメラ

システムの賃借料、中央図書館の2階に上がる螺 旋階段落下物防止対策工事、一般図書5,348冊 及び児童図書2,851冊の購入費、鹿児島県図書 館協会への負担金などであります。

次に、5目視聴覚ライブラリー費は、支出済額 221万6,638円であります。

事項は、視聴覚ライブラリー費のみで、主な支 出の内容は、視聴覚ライブラリー運営審議会委員 7人及び視聴覚ライブラリー指導員1人分の報酬、 DVD視聴覚教材の購入費、県視聴覚教育連盟へ の負担金等であります。

次に、歳入について御説明いたします。 決算書の59ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金、1節教育費寄附 金のうち中央図書館分は、当該備考欄の一番下、 図書館費寄附金10万円で薩摩川内ロータリーク ラブ様ほか1名様からの寄附金であり、図書購入 費に充当しております。

次は、63ページをお開きください。

21款5項2目弁償金、1節弁償金のうち中央 図書館分は、図書資料紛失等として4冊分の 4,532円があります。本来、紛失等で返本でき ない場合は、原則同じ本を代納品として納入して もらいますが、どうしても難しい場合などには、 紛失本の購入価格をもって弁償金として受け入れ ております。収入未済はございません。

続きまして、次の4目雑入、1節雑入のうち中 央図書館分は、あけていただきまして79ページ になります。備考欄、上から9行目以下に記載の とおり、郷土史等実費収入金、コピー代実費収入 金であります。収入未済はございません。

以上で説明を終わります。審査方よろしくお願 いいたします。

○委員長(福元光一)ただいま当局の説明があ りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願 います。

○委員(杉薗道朗)1点だけ。視聴覚ライブラ リー費の備品購入のDVDの4枚、23万 2,470円。どのようなDVDであったか、あわ せて活用実績を教えてください。

以上です。

〇中央図書館長(本野啓三)視聴覚ライブラ リー費のDVDの購入ですが、平成25年度は 4本購入しておりまして、題名から言いますと、 「小学生のためのケータイ・ネット教室」、携帯と

かネットを間違いのないように使うためのDVDとか、それから中学生編でございますが、「いじめと戦おう」というようなビデオ、それから「地震と津波を知ろう」とか、今の社会情勢とかそういうのに沿ったDVDを購入しております。

それから、利用実績ですが、グループ長が。

〇主幹兼図書館グループ長(平山真理)利用 実績ですけれども、平成25年度の教材利用状況 といたしまして、DVDは144本の利用実績が ございます。

以上です。

○委員(杉薗道朗) どんどん社会情勢が変わる中で、いわゆるネットの関係とか、新しいいろんな事象、犯罪行為にもつながる部分がいろいろ取り沙汰されておりますので、このDVD購入に関しては、所期の購入目的、十分達成されているというふうには思いますけれども、今度ともそういう社会ニーズに合った形で購入の際は十分検討されて、活用していただきたいということを申し上げておきます。

以上です。

- ○委員長(福元光一)ほかに。
- **○委員(徳永武次)**図書購入、毎年やられていると思うんですけど、これ廃本もあると思うんです。年間、幾らか。古いとか、ちょっと傷んできたとか。そういう資料もちょっとあれば出してくださいませんか。一般図書と児童図書と分けて。
- 〇中央図書館長(本野啓三)廃棄の本ですね。 グループ長のほうでお答えします。
- ○主幹兼図書館グループ長(平山真理)平成 25年度の除籍冊数を申し上げますと、破損や古 くなった本での除籍が31冊、あと所蔵不明等や 未返本でが292冊、ほか保存年数が過ぎました 雑誌等が271冊含めまして、629冊の除籍を 行っております。

以上です。

- ○委員 (徳永武次) 金額は出ないですよね。
- 〇主幹兼図書館グループ長(平山真理)金額を申しますと、不用資料につきましては2万8,994円、所蔵不明等の未返本等を含めましては35万1,384円、あと保存年数を過ぎました雑誌等が14万4,317円含めまして、全体で56万7,513円の除籍金額となっております。以上です。
- ○委員 (徳永武次) 貸し出して未返入ありまし

たですよね、金額が出てましたですよね。それは その対策としては何か、例えば貸出者からお金を 取るとか、そういうことをやっていらっしゃるん ですか。

○主幹兼図書館グループ長(平山真理)貸出期限を1カ月、3カ月、半年、あと2年まで、未返却の方に対しては、督促のはがき、もしくは電話連絡を2年続けまして。あと確実になくされた方等につきましては弁償のお願いをして、先ほど報告がありましたように代本を納めていただく、もしくはお金で納めていただくということで対策をとっております。

以上です。

- ○委員長(福元光一)ほかにはございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(福元光一)質疑は尽きたと認めます。 次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。 以上で中央図書館の審査を終わります。御苦労 さまでした。

△少年自然の家の審査

○委員長 (福元光一) 次に、少年自然の家の審 査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長(中川 清)少年自然の家の決算概要、附属書の163ページで説明をいたします。

決算額は1億1,168万8,448円で、主要施策の成果、1として、少年自然の家運営及び施設の維持管理におきまして、庁舎警備、浄化槽管理などの業務委託、施設の改修工事等を行い、2におきまして、自然の家事業として夏冬のアドベンチャー事業、てらやまんち森の学校、ファミリー自然体験隊等の主催事業を実施しております。以上でございます。

- **〇委員長(福元光一)**次に、決算内容について 当局の説明を求めます。
- **〇少年自然の家所長(上村実行)**少年自然の家 でございます。よろしくお願いいたします。

まず、歳出について御説明申し上げます。 決算書の197ページをお願いいたします。

10款5項6目少年自然の家費について御説明いたします。

支出済額は1億1,168万8,448円でございます。

なお、250万円の繰越明許費につきましては、 冒険の森「隈之城やぐら」改修工事を予定してお りましたが、材料調達の関係で平成26年度に繰 り越しを行ったものです。

次に、各事項の内容につきまして、備考欄に従 い、御説明申し上げます。

まず、少年自然の家管理費ですが、指導員報酬 7名分、施設管理補助員報酬1名分、宿直警備員 報酬2名分、運営協議会委員報酬10名の2回分 です。

次に、職員給与費、社会保険料は職員8名分、 労災保険料は嘱託員8名及び栄養士の分でござい ます。

次に、199ページをお開きください。

委託料につきましては、少年自然の家庁舎清掃 業務委託ほか13件でございます。

備品購入は、公用車1台ほか5件でございます。 負担金は九州地区青少年教育施設協議会会費ほか 1件でございます。管理費は以上でございます。

次に、少年自然の家事業費について御説明申し 上げます。

引き続き、199ページをお願いいたします。 夏のアドベンチャー等に係る物資運搬用トラッ ク借上げほか8件でございます。

次に、歳入について御説明いたします。 決算書27ページをお願いいたします。

14款1項7目4節社会教育使用料のうち少年 自然の家分について御説明いたします。少年自然 の家使用料と行政財産使用料でございます。

次に、79ページをお願いいたします。

21款5項4目1節雑入のうち少年自然の家分について御説明いたします。使用電話料、アドベンチャー等参加実費徴収金と電気料実費徴収金、コピー実費収入金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くだ さるようお願い申し上げます。

〇委員長(福元光一)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。

以上で少年自然の家の審査を終わります。御苦 労さまでした。

△教育総務課・学校教育課の審査

△ 教育秘伤味·子仪教育味り番鱼

○委員長(福元光一)次に、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長(中川 清)教育総務課におけます 決算概要等を附属書の147ページで説明をいた します。

教育総務課の決算額は21億7,858万 2,874円で、主要施策の成果、1の教育委員会 の開催状況等は、定例会、臨時会の14回です。

2の校舎等の計画的整備・充実においては、 (2)におきまして、小中一貫校整備事業において、東郷地域の小中一貫校の施設整備基本計画の 策定、測量設計業務を行い、148ページになり ます、(4)の校舎建設事業では平佐西小学校南東 校舎新増改築工事と永利小学校普通校舎新増改築 工事を行い、(5)の屋内運動場建設事業では、亀 山小学校の屋内運動場新増改築を、(6)から (11)までの小・中学校の諸施設・校舎の大規 模改修事業、耐震改修事業では、記載の耐震不足 や老朽化した校舎及び屋内運動場等の耐震診断や 耐震補強を行ったところです。

大きな3の社会の変化に対応した教育の推進に おいては、教育用パソコン等整備事業として、 小・中学校の教育用パソコン210台の更新を行っております。

次に、学校教育課の決算概要を附属書の 150ページで説明をいたします。

学校教育課の決算額は6億9,420万4,535円で、主要施策の成果、1の豊かな人間性を育む学習環境と義務教育の充実においては、教職員の資質向上を目指して、教職員を先進地に派遣するとともに、小中一貫教育推進事業では、市内全14中学校区において取り組み、外国語指導助手の7名を市内小・中学校に派遣し、語学指導及び英語授業の改善・活性化を図りました。

英語力向上プラン事業として、市内中学生の英語技能検定試験の受験料を負担するとともに英語サマーキャンプ等を実施をし、薩摩川内元気塾事業では講演会等を合計134回開催しております。

また、平成25年度からの事業として、水引 小・中学校のコミュニティスクール導入事業、離 島高校生就学支援事業を実施しております。

152ページ、2の教育相談体制の充実においては、児童生徒の心の悩み等や不登校対策に対する相談体制の充実と機能強化を図るため、高度な専門的知識と経験を有する相談員等を配置しております。

3の児童生徒の就学援助と遠距離通学費等助成では、就学困難な児童生徒に就学援助を、そのほか遠距離通学費及び修学旅行補助金の助成を行っております。

153ページ、4の就園援助体制等の充実においては、国の幼稚園就園奨励事業に基づき、保育料等の減免を行い、また鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業に基づき、補助金を交付をし、甑島地域の4公立幼稚園においては、預かり保育を実施しております。

154ページ、5の奨学金制度の充実においては、有用な人材の育成に資するため、特別奨学資金を支給したほか、7名の小学生に対し奨学金の貸し付けを行っております。

6の児童生徒等の健康管理及び体育的活動の充 実においては、健康管理体制の充実と各種大会等 を通じた児童生徒の体力向上を図ったほか、日本 スポーツ振興センター共済給付金の給付を行った ところでございます。

155ページ、7の学校給食の管理及び充実においては、(1)において学校給食の充実では、栄養豊かな安全安心なおいしい学校給食を市内の幼稚園、小学校、中学校の園児、児童生徒等に提供をし、(2)施設整備では備品関係として配送コンテナ、冷凍庫、冷蔵庫等を整備しております。

以上で説明を終わります。

〇委員長(福元光一)次に、決算内容について 当局の説明を求めます。

○教育総務課長(鮫島芳文)教育総務課分の歳 出について御説明いたします。

決算書の135ページをお開きください。

5款1項1目労働諸費、事項、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費の5,363万8,195円のうち教育総務課分の決算額につきましては、137ページで299万608円であります。

137ページの備考欄の真ん中ほどでございますが、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を

活用いたしまして、障害のある園児の行事行動への支援を行うために、3園に各1名ずつ、臨時職員の幼稚園教諭等の雇用を行ったものでございます。

次に、175ページ、10款1項1目教育委員 会費の決算額は296万7,118円であります。 事項、教育委員会費は、教育委員の報酬と教育委 員の研修会等の出席に伴う旅費等が主なものでご ざいます。

次に、177ページをお開きください。

2目事務局費の教育総務課分の決算額は、5億 1,457万6,756円のうち5億1,283万 2,756円であります。翌年度繰越額の 1,053万円は、旧倉野小学校、旧寄田小学校の プール解体事業費の解体委託料と解体工事費を、 平成26年度に繰り越したものでございます。

それでは、事項、事務局管理費の主な支出につきましては、学校図書室の司書補業務嘱託員の報酬と教育委員会事務局職員の人件費及び教育委員会事務局の管理・運営に関する経費、委託料につきましては、川内地域学校ごみ処理等業務委託ほか30件、工事請負費につきましては、旧高城西中学校屋内運動場解体工事のほか、閉校となりました野下小、寄田小学校の電気、水道、消防設備の切替工事等でございます。

また、風力発電実験セット及び手回し発電機実験セットの備品購入は、小学校36校と中学校14校に各1セットずつ購入したものでございます。

続きまして、3目教育振興費の教育総務課分は、 179ページの事項、小中一貫教育推進事業費で 決算額は1,585万2,880円であります。

翌年度繰越額の3,565万3,000円は、東 郷地域小中一貫校予定地の測量業務設計委託及び 施設整備基本計画業務委託を、平成26年度に繰 り越したものでございます。

なお、平成25年度の支出につきましては、先 ほど申し上げました委託料及び基本計画業務委託 料に係わる前払い金の支払い分でございます。

次に、同ページの4目教職員住宅費の決算額は、3,519万5,019円であります。事項、教職員住宅管理費は、管理組合への教職員住宅管理業務委託料、片野浦教職員住宅3号及び浦内教職員住宅の2棟2戸の解体工事、及び公立学校共済組合との住宅譲渡契約に基づき1棟分の家屋取得が

主なものでございます。

続きまして、同じく181ページの2項1目小学校管理費の決算額は、4億2,811万3,412円であります。事項、小学校管理費は、学校用務嘱託員及び学校主事の人件費、それから学校施設の光熱水費、施設修繕費、管理業務委託料や保守工事、備品購入費が主なものでございます。

続いて183ページをお開きください。

2目小学校教育振興費の教育総務課分の決算額は、事項、小学校扶助費を除き、6,197万3,322円であります。事項、小学校教材備品整備費は小学校の教材備品の購入を、事項、小学校理振法備品整備費は理科振興法に基づき、理科、算数備品の購入をいたしております。

また、事項、小学校近代教育設備費は、小学校のパソコン、プリンタ等の修繕、小学校22校に校務用パソコンを129台及び周辺機器の購入に係る経費が主なものでございます。

同じページの3目小学校建設費の決算額は、5億4,391万5,177円であります。翌年度繰越額の1億9,285万円につきましては、手打小学校校舎等耐震補強及び改修工事ほか5件分、5事業を平成26年度へ繰り越したものでございます。

事項、校舎建設事業費では、鉄筋造2階建ての 永利小学校教室等の新増築工事や平佐西小学校南 東校舎新増築工事ほか13件を行い、事項、屋内 運動場建設事業費では、平成27年度整備予定の 育英小学校屋内運動場の耐力度調査業務委託や亀 山小学校屋内運動場の新増築工事のほか、亀山小 学校の屋内運動場新増築に伴います給水負担金を 支出しております。

次の事項、小学校諸施設整備事業費では、手打 小学校図書室空調整備工事設計業務委託や永利小 学校普通教室等の渡り廊下設置工事ほか16件が 主なものでございます。

次の事項、小学校大規模改造事業費では、育英 小学校校舎等耐震補強及び改修工事ほか1件を行 っております。

次の事項、小学校耐震改修事業費では、今年度、耐震改修を行うため、手打小学校校舎等耐震補強 計画及び実施設計業務委託ほか7件の業務委託を 行っております。

3目小学校建設費の不用額でございますが、

15節工事請負費3,475万6,443円は、平成24年度からの繰越事業の亀山小学校屋内運動場新増築工事や平佐西小学校南東校舎新増築工事の入札執行残でございます。

同じく、185ページの3項1目中学校管理費の決算額につきましては、2億1,708万8,936円であります。事項、中学校管理費の支出は、学校用務嘱託員及び学校主事の人件費、学校施設の光熱水費、修繕費、維持管理の委託料、それと備品購入費等が主なものでございます。

2目中学校教育振興費の教育総務課分の決算額 につきましては、事項、中学校扶助費を除き、 3,785万7,207円でございます。

備考にあります事項、中学校教材備品整備費に つきましては、中学校の教材備品の購入を、事項、 中学校理振法備品整備費は、理科振興法に基づき、 理科、数学の備品の購入を、事項、中学校近代教 育設備費は、中学校13校に校務用パソコンを 81台の購入と周辺機器に係わる購入の経費が主 なものでございます。

続きまして、187ページの3目中学校建設費の決算額は、5,679万7,773円であります。翌年度繰越額の3,950万円につきましては、祁答院中学校南東校舎等耐震改修事業分を繰り越したものでございます。

それでは、備考の欄に従いまして、事項の説明 を申し上げます。

事項、中学校諸施設整備事業費は、次年度整備のための海星中学校の図書室の空調設備工事の業務設計、それと川内南中学校多目的トイレ設置工事や川内中央中学校結露対策防滑工事等を実施いたしております。

事項、中学校大規模改造事業費の主な支出は、 高江中学校普通教室等と祁答院中学校北東校舎等 の耐震補強及び改修工事を行ったところでござい ます。

続きまして、事項、中学校耐震改修事業費の主な支出は、祁答院中学校南東校舎と耐震補強及び 実施設計業務委託を行ったものでございます。

続いて、同じページの4項1目諸幼稚園管理費の決算額は、2億6,178万6,566円であります。

事項、幼稚園管理費は、幼稚園教諭及び幼稚園 養護教諭の嘱託員、それから幼稚園教諭の人件費、 光熱水費、それから亀山幼稚園のウッドデッキ補 修工事ほか11件や備品購入費が主なものでございます。

次に、203ページをお開きください。

11款3項2目の現年単独文教施設災害復旧事業費の決算額は、84万円であります。事項に従いまして説明申し上げます。

事項、現年単独文教施設災害復旧事業費は、昨年9月20日の大雨によりまして、入来小学校の正面の法面が崩れたことに伴いましての復旧工事と、小学校前の堀に法面が崩れたことに伴いまして、土砂が池に入りましたので、この除去工事を行った分でございます。

また、その下にあります4項1目現年公用公共施設災害復旧費の教育総務課分の決算額は、205ページになりますけれども37万2,100円であります。

これにつきましては、長浜小学校横にあります 旧かのこ幼稚園の敷地の山が、一部さらに崩れた ことに伴いまして、敷地内の土砂の除去及び伐採 工事等と、その後に土のう等の設置を行った2件 の工事費でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入につきましては、決算書の 25ページをお開きください。

14款1項7目教育使用料の教育総務課分につきましては、1節の小学校使用料、2節の中学校使用料、3節の幼稚園使用料とも、小中幼稚園及び教職員住宅の敷地内の電柱の行政財産使用料が主なものでございます。

次に、33ページをお開きください。

2項7目教育手数料の1節教育手数料の諸証明 手数料の収入につきましては、教職員住宅11件 の車庫証明手数料でございます。

同じく、33ページから35ページにかけての15款1項3目教育費負担金の1節小学校費負担金の収入済額は9,506万3,000円で、亀山小学校屋内運動場新増改築事業、平佐西小学校南東校舎等の新増改築事業及び永利小学校新築事業に伴う公立学校施設整備国庫負担金であります。補助率につきましては55%になっております。

次に、39ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金、1節小学校費補助金の教育総務課分につきましては、理科教育設備費補助金、算数教育設備費補助金、小学校の分でございまして、小学校の理科学習設備、算数器

具等の備品購入に対する補助であります。補助率は50%でございます。

また、学校施設環境改善交付金は、平成24年 度繰越分の繰越事業の亀山小学校屋内運動場新増 改築事業ほか1件分と、当該年度の平佐西小学校 南東校舎等新増改築工事の1件分であります。補 助率につきましては、3分の1から55%になっ ております。

また、2節の中学校費補助金は、理科教育設備 補助金と数学教育設備補助金で、中学校の理科学 習設備及び数学器具設備等の購入に補助金として、 補助率は50%ということでございます。

また、学校施設環境改善交付金といたしまして、 高江中学校教室等及び祁答院中学校北東校舎等の 耐震改修工事分が収入済みでございます。補助率 は3分の1から2分の1となっております。

6節の教育総務費補助金は、原子力エネルギー に関する教育支援事業交付金でありまして、風力 発電実験セット、手回し発電実験セットの購入に 対するもので、補助率は100%でございます。

次に、55ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入の教育総務課分は、教職員住宅貸付料 169戸分でございます。

次に、59ページになります。

18款1項8目教育寄附金の1節教育寄附金の教育総務課分は、小学校費寄附金と中学校費寄附金であります。これらは、子どもたちのために活用してほしいと、小・中学校のOBの個人の方からの寄附が4件、それと財団法人大阪コミュニティ財団より中津小学校に、それと一般財団法人寺山維持会から平佐西小学校に、それぞれ御寄附をいただいたものでございます。

次に、75ページをお開きください。

21款5項4目雑入の1節雑入でございますが、 教育総務課分につきましては、備考のちょっと中 段あたりになりますけれども、公衆電話取扱手数 料から教職員住宅貸付料1戸までの8件で、合計 120万6,653円を収入済みでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、財産に関する調書について御説明 を申し上げます。

378ページをお開きください。

1の公共財産の(1)土地及び建物のうち、ちょうど中ほどにあります公共用財産のうち教育総

務課分は、小学校、中学校、幼稚園と教職員住宅 の部分が所管となります。

平成25年度の動きといたしましては、小学校の土地につきましては、平佐西小学校用地として、財産活用推進課から所管がえの分の増と、旧西方小学校の用地を財産活用推進課に所管がえしたことに伴う減、それと教職員住宅の土地につきましては、西方小及び子岳小の教職員住宅の土地を財産活用推進課に所管がえしたことに伴いまして、全体として土地は1,661.09平米の減となっております。建物につきましては、木造部分といたしまして、閉校による旧西方小学校と旧浦内小学校の建物を財産活用推進課よりの所管がえによる減等がございまして、あわせて教職員住宅の1戸も西方小学校の分を公売いたしております、この分も減も含めまして合計で235.14平米の減となっております。

また、非木造、鉄筋もしくは鉄骨等の部分でございますが、小学校の部分が平佐西小学校の南東校舎の新増改築での増、それから亀山小学校屋内運動場の新増改築と永利小学校の教室の新増築に伴いまして、この分が増となっております。

また、西方小学校及び浦内小学校の財産活用推 進課への所管がえによる減等によりまして、それ と青瀬小学校をかのこ幼稚園に変更したことに伴 いまして、小学校の分が減等になっております。

また、中学校につきましては、高城西中学校の屋内運動場の解体によりまして減、幼稚園につきましては、かのこ幼稚園の移転に伴いまして、施設変更に伴います建物の増等いろいろございまして、全体で非木造につきましては2,653.71平米が減となっております。

決算年度末の現在高につきましては、記載にありますとおり土地が131万3,106.8平米、建物では木造が1万2,559.51平米、非木造が20万7,010.89平米となっております。

以上で教育総務課に係わる決算の説明を終わります。御審査くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇学校教育課長(原之園健児)それでは、学校 教育課に係る平成25年度の決算について、御説 明をいたします。

歳出について御説明をいたしますので、決算書 の177ページをお開きください。

10款1項2目事務局費のうち学校教育課分は、

備考欄の一番下の事項、奨学育英事業費で支出済額174万4,000円です。これは特別奨学資金支給対象者10人への奨学資金支給基金利子分の積み立て及び奨学資金貸付基金への繰出金でございます。

同じく3目教育振興費は、学校教育課に係る支 出済額は1億5,309万7,589円で、備考欄 に示してあります事項の主なものについて御説明 をいたします。

事項、教育指導費の主なものは、児童生徒知能 検査・学力検査業務委託及びコンピュータ教育指 導業務委託です。事項、教育研修費の主なものは、 教師用教科書、指導書等購入及び市立学校教職員 研修補助金です。事項、教育育成費は、英語技能 検定試験検定料、特別支援教育支援員謝金、離島 高校生就学支援費などが主なものでございます。

179ページをお開きください。

事項、教育派遣費の主なものは、外国語指導助 手ALTに係る報酬等でございます。

事項、教育人事管理費は、教職員の人事異動に 伴う教育長面談、地区校長会に伴う職員の旅費等 が主なものでございます。

事項、教育研究費は、水引小、水引中学校におけるコミュニティスクールに係る委員の謝金、旅 費が主なものでございます。

事項、漁村留学制度事業費は、鹿島町のウミネコ留学制度に伴うもので、ウミネコ留学制度業務 委託等が主なものでございます。

事項、心の教室相談員配置事業費は、中学校に 配置した相談員の謝金が主なものでございます。

事項、スクールカウンセラー配置事業費は、 小・中学校に配置・派遣した相談員の謝金が主な ものでございます。

事項、子どものサポート体制整備事業費は、中 央公民館スマイルルームにおける指導員の謝金が 主なものでございます。

事項、特認校制度事業費は、川内地域のスクールバス等運転手業務嘱託員に係る報酬等、東郷地域の特認校生送迎用タクシー借上料が主なものでございます。

事項、薩摩川内元気塾事業費の主なものは、各中学校区元気塾推進委員会への業務委託料でございます。

事項、小中一貫教育推進事業費は、小学校英語 講師謝金、小中一貫教育に伴うバス借上料等が主 なものでございます。

事項、スクールソーシャルワーカー活用事業費は、ソーシャルワーカーの謝金、旅費等が主なものでございます。

181ページをお開きください。

同じく5目学校保健費は、支出済額6,851万6,741円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明をいたします。

事項、学校保健体育運営管理費は、学校医、薬 剤師等報酬、児童生徒、幼児及び教職員の健康診 断委託等が主なものでございます。

事項、日本スポーツ振興センター共済給付事業 費は、幼稚園、小・中学校の園児、児童生徒の共 済掛金及び災害給付金でございます。

事項、各種大会運営費は、小学校綱引大会時の 児童輸送用バス借上料が主なものでございます。

事項、青少年国際交流事業費の主なものは、日中友好スポーツ等交流事業業務委託及び平成25年度から実施しております韓国昌寧郡との日韓友好青少年スポーツ交流事業業務委託でございます。

183ページをごらんください。

続きまして、同じく2項2目小学校教育振興費 について御説明をいたします。

学校教育課分は、備考欄3番目の事項、小学校 扶助費で支出済額4,724万2,779円で、延 べ627人の児童に係る就学援助費が主なもので ございます。

185ページをお開きください。

同じく3項2目中学校教育振興費のうち備考欄3番目の事項、中学校扶助費が学校教育課分になります。支出済額5,320万8,748円で、延べ367人の生徒に係る就学援助費が主なものでございます。

189ページをお開きください。

同じく4項2目幼稚園教育振興費は、支出済額 9,070万8,973円で、備考欄の事項のうち 主なものについて御説明をいたします。

事項、幼稚園就園奨励事業費のうち私立幼稚園 就園奨励費補助金は、11園、693人、私立幼 稚園多子世帯保育料等軽減事業補助金は、6園、 33人に対するものでございます。

事項、幼稚園扶助費の主なものは、東郷幼稚園 などのスクールバス運行業務委託料、幼稚園ス クールバス添乗員賃金等が主なものでございます。 201ページをお開きください。

同じく6項3目給食センター費は2億7,968万5,705円で、備考欄の事項のうち主なものについて御説明いたします。

事項、給食センター管理費の主なものは、川内 学校給食センター給食調理業務委託など、給食セ ンターの維持運営に係る委託料、同じく給食セン ターに係る光熱水費、修繕料などの需用費が主な ものでございます。

事項、給食センター施設設備整備費の主なもの は、入来学校給食センターの食器消毒保管器など の備品購入費でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。 決算書の17ページをお開きください。

13款2項3目教育費負担金の3節日本スポーツ振興センター掛金は、幼稚園、小・中学校の幼児、児童生徒の保護者負担分でございます。

25ページをお開きください。

14款1項7目教育使用料の3節幼稚園使用料、 備考欄下の行の幼稚園使用料は、私立幼稚園の保 育料でございます。

27ページをお開きください。

同じく5節保健体育使用料の1番目、行政財産 使用料は、給食センター2カ所の使用料でござい ます。

39ページをお開きください。

15款2項8目教育費補助金の1節小学校費補助金の学校教育課分を御説明いたします。

備考欄の下の2行で、まず義務教育扶助費補助 金は、要保護児童の就学援助費及び特別支援教育 就学奨励費が補助対象でございます。

次のへき地教育整備補助金は、へき地の小学校 の各種健康診断時の医師等の派遣、心臓検診委託 料に係るものが補助対象でございます。

同じく2節中学校費補助金でございますが、学 校教育課分は備考欄の下の2行でございます。

まず、義務教育扶助費補助金は、要保護生徒の 就学援助費及び特別支援教育就学奨励費が補助対 象でございます。

次に、へき地教育整備補助金は、へき地の中学 校の心臓検診委託料と高度へき地修学旅行費が補 助対象でございます。

同じく3節幼稚園費補助金は、就園奨励費補助金で、公立幼稚園分、私立幼稚園分とも補助率は3分の1以内でございます。

同じく6節教育総務費補助金は、学校教育課分は下の2行で、離島高校生就学支援費補助金は、 平成25年度からの新規事業で、甑島地域の自宅 を離れ、本土等の高等学校等へ就学する高校生の 保護者の経済的負担軽減のため、民間アパート家 賃、下宿費等の経費の一部を支給するものでございます。

次に、理科教育設備整備費等補助金は、平成24年度まで実施された県委託事業の理科支援員等実践研究事業にかわり、平成25年度から実施されている国庫補助事業で、補助率は3分の1でございます。

41ページをお開きください。

同じく、3項5目教育費委託金、2節教育総務 費委託金は、学校運営協議会制度導入研究事業委 託金で、平成25年度から実施しているコミュニ ティスクール導入研究のための事業であり、事業 に係る経費全額が国の委託金でございます。

49ページをお開きください。

16款2項8目教育費補助金、1節教育総務費補助金は、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金で、鹿島地域のウミネコ留学制度事業に係る分でございます。補助率は補助対象経費の70%です。

同じく6節幼稚園費補助金は、鹿児島県多子世帯保育料等軽減事業費補助金で、補助率は対象園児により、それぞれ3分の1と2分の1となっております。

53ページをお開きください。

同じく、3項7目教育費委託金の1節教育総務 費委託金は、権限移譲事務委託金で、県地域改善 対策高等学校就学資金の返還債務事務に係る権限 移譲事務分でございます。

同じく2節小学校費委託金は、発達障害理解推 進拠点事業委託金で、発達障害に関する教職員の 資質向上のための平成25年度からの新規事業で、 全額が県の委託金でございます。

同じく3節中学校費委託金でございますが、スクールカウンセラー配置事業委託金は、需用費を除く対象経費全額が県の委託金でございます。

次のスクールソーシャルワーカー活用事業委託 金は、事業経費全額が県の委託金でございます。

57ページをお開きください。

17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び 配当金のうち学校教育課分は、備考欄の下から 3番目以降の2件で、特別奨学基金利子収入と奨 学資金貸付基金利子収入でございます。

59ページをお開きください。

19款1項7目特別奨学基金繰入金、1節特別 奨学基金繰入金は、特別奨学基金積立金から生じ た利子を基金から一般会計に繰り入れたものでご ざいます。

75ページをお開きください。

21款5項4目雑入、1節雑入で、学校教育課 分はページ真ん中の4件でございます。

まず、JET傷害保険料負担金返納金は、中途 退職したALTに係る傷害保険料負担金の返納金 でございます。預かり保育料は、甑島地域私立幼 稚園4園での預かり保育事業に係るものでござい ます。電気料実費収入金は、川内給食センターの 飲料水自販機電気代の実費収入金でございます。 日本スポーツ振興センター給付金は、学校でのけ が等に対する災害給付金でございます。

財産に関する調書について御説明をいたします ので、384ページをお開きください。

債権のうち学校教育課分は、5番目の奨学資金貸付基金貸付金で、これは旧川内市などの合併前の5市町村及び薩摩川内市の奨学資金貸付に係る債権で、平成25年度中に919万2,800円の減でございます。

385ページをお開きください。

特定基金のうち学校教育課分は、ページ真ん中 の特別奨学基金で、平成25年度中の増減はござ いません。

386ページをごらんください。

運用基金のうち学校教育課分は、ページ真ん中の奨学資金貸付基金で、平成25年度中の増減は ございません。

基金運用状況調書について御説明をいたします。 387ページをお開きください。

奨学資金貸付基金の現在高は1億9,675万4,000円でございます。平成25年度中の増減は、返還免除者1名があり、債権が減額となりましたが、一般会計から繰入金として現金を補填したため、年度末における基金額の増減はございません。

決算年度中における運用状況等は、次のページ にかけて示してございますが、388ページ、 (4)の月別運用状況のうち返還調定額が、 1,233万2,900円に対する未返還金額は 201万8,100円でございます。

なお、基金会計のため、表下部、欄外に記載しておりますが、平成25年度調定分の未返還金額201万8,100円を含めた平成25年度末における返還期日到来分の未返還金額の合計は532万7,900円でございます。

以上で学校教育課に係る決算の説明を終わります。よろしく御審査賜り、御指導くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(福元光一)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員 (徳永武次) 児童生徒の就学援助の件で、 準要保護と、中学校も小学校もなんですが、これ の審査の方法と審査の基準といいますか、そうい うのはどういうふうになっているか。

それと、昨年からしたらふえているのか減っているのか、この対象者が、その辺を教えてください。

○学校教育課長(原之園健児)人数の動向でございますけれども、小学校では、平成24年度は、636人に対しまして613人ということで、微減でございます。

中学校におきましては、355人に対しまして346人、これもほとんど微減で、ほとんど変わりはない状況でございます。

審査の方法につきましては、松田グループ長の ほうにお答えさせます。

○学校教育課主幹兼学事グループ長(松田啓美) 就学援助の審査につきましては、まず流れからしますと、各学校長を通じて内申を受けます。

上がってきた児童生徒の属する世帯の所得状況を見て、あとそれから、場合によっては民生委員の意見書もついておりますので、そのようなものを勘案しながら認めるかどうかを決めていくというふうな流れでやっております。

○委員 (徳永武次) 学校から打診されて、そういうふうなあれをされるんですけど。今、収入 云々は別として、家庭環境が。例えば父母と一緒に住んでいるとか、そういう方々というのを結構 見受けるんですけど、そういうのの判断基準というのはどうされているんです。

○学校教育課主幹兼学事グループ長(松田啓美)世帯ということになりますと、住民票での世帯がありますので、一応その住民票上の世帯とい

うものを単位として、審査をしていくという形を とっております。

○委員(徳永武次) 民生委員とか、例えば主任 児童員の審査をもらいますよね。そうするとやっ ぱり判断は学校側でされるんですけど。また申請 される一つの内容を学校サイドから見て、どうい うふうな最終的な判断をされるんですか。

○学校教育課主幹兼学事グループ長(松田啓美)例えば家庭状況については、保護者のほうからこういう状況だということを申請書に書きますし、それから学校としては校納金の滞納状況というのはわかっていることなので、そういったものを見ながら判断して、学校から内申が上がってきます。

ただ、どうしても中には、なかなか状況からいって就学援助に合わないんじゃないかというふうなことを学校長が意見を付記してくる例が、ごくわずかですけどあります。

以上です。

○委員 (川添公貴) まず1点。歳入の15款 2項8目の収入未済額についてですけど。監査意 見書の中で平成26年度の繰越明許になってると いうことなので。平成26年度、この収入未済額 が執行済みになるのはいつなのかを教えてもらい たいと思います。

○教育総務課長(鮫島芳文) 15款の国庫支出 金の部分だと思いますけれども。現在、既に繰越 明許をしている部分については、耐震補強につき ましては、大体9月いっぱいで終わりますし、あ と亀山小学校の屋内運動場につきましても予定ど おりで、来年の1月末か2月の上旬には完成させ るということで。完成に合わせて実績報告を出し て、補助金相当分が入ってくるという形になる予 定でございます。

○委員 (川添公貴) 了解しました。

次に、小中一貫校の施設整備基本計画策定業務委託費で470万円、それから測量設計業務委託で913万円執行されてるんですけど、これは平成26年度に繰り越しした事業ということになってるんですが。これは理解するんですけど。この説明書の中で前払いとなってるんですけど、何で前渡金を。前渡金なのか、前払いという意味が。ちょっとまずそこから説明してもらいたい。

○教育総務課長(鮫島芳文) 一応、教育総務課 分の東郷小中一貫校の測量設計と、それとあと基 本計画の部分の策定につきましては、前金払いということで、一応契約に従いまして、前金の、約3割を先にお支払いするという制度に従いまして、今回、平成25年度内にお支払いしたという形になっております。

○委員 (川添公貴) この公契約をするときに前渡金は認めているというのは、ちゃんとうたってありますからそれは知ってるんですけど。前渡金を受け取らなければ会社経営がなっていかないような会社だったのか。通常7割のときで何%とか決まってますので、完成がですね。だから、そこの契約はわかるんだけど、そういう会社だったのかどうか、そこをまず教えて。

○教育総務課主幹(上口憲一)今回、平成25年度で基本計画と造成設計を発注したわけでございますが、基本設計につきましては、入札方法を市内のA等級と、それと今まで実績のありました全国的な業者とのベンチャー方式でやっておりまして、これのその会社が前払い金を求めるかどうかというのにつきましては──工事請負費もそうなんですけど、ほとんどの工事請負、そういうものについては前払い金を請求されます。

これが、そういうのを請求しなければならない 業者であるかっちゅうのにつきましては、こちら で今のところ把握はしておりません。

以上です。

〇委員(川添公貴)わかりました。

私も、1回過去にいろんなことがあって、前払い金で事故があった件があったもんで、ちょっと心配したんですけど、そういうことはないと思うんですが。Aクラスだと思うんでいいとは思います。理解しました。契約に沿ってやられたということで。

次にお伺いしますけど、部長説明でもありましたように、心の教室相談員配置事業ですかね。この件で7校に配置をされたということで。中学校7校ということなんですけど。相談体制の強化と充実ということでうたわれて、その効果。それについてどういう内容の相談をされたのかということ。それから内容とか、相談に来られた内容はどういうのがあったのかということ。それからそれに対する効果はどういう効果があったのかということ。

次に、その相談がどれぐらい解決したのかとい うこと。特に不登校関係についてはそういう相談 があろうかと思うんですけど、そういう解消に向かうことができたのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

〇学校教育課長(原之園健児)心の教室相談員 でございますが、相談員を5人、7校に配置して ございます。

主な相談の内容でございますけれども、昨年、 平成25年度は、延べでございますが1,207件 の相談が5名で受けてございます。

主な相談内容につきましては、交友関係についての相談、それと不登校傾向、あるいは不登校の子ども、あるいは保護者等の相談、それと教職員の相談を受けております。

その相談の内容でございますけれども。内容は 先ほど申し上げましたので。保護者、教師、子ど も、それぞれ相談を受けながら、不登校の子ども に対してなるべく聞く、受容するという姿勢で、 本人の気持ちを聞きながら本人の悩みを一緒に考 えて、解決を一緒に考えるという、そういうスタ ンスで相談を受けるようにしてございます。

そして、その中で友達の交友の仕方、コミュニケーションのとり方の方法を教わったり、そして友人関係を改善していく。あるいは不登校につきましては、心の状態を一気に学校への登校ではなくて、スマイルルーム等のことを紹介しながら、少し登校に向けた一つの準備の段階としてスマイルルームに通うとか。不登校の子どもたち、保護者にとっては非常に不安が大きいですので、その不安を受けて話を聞いてあげる、そういうことを相談の姿勢として取り組んでいるところでございます。

例えば、その成果でございますけれども、不登校の子どもがスマイルルームに行ったことによって、進学もかなったとか、あるいは学校に復帰できたとかというような成果も見られるというふうに考えているところでございます。

以上です。

〇委員(川添公貴) 結論として成果が出たということ、それはよかったと思いますが。事業したということでですね。

5名で延べ1,200ということなんで、一人頭240件かな、ですよね、受け持ちが、延べでですね。そうしたときに、これは一般財源から出された事業ですよね。したときに、やはり親身になって受け答えをしていくためには、十分時間をか

けなきゃいけない状態だろうかとは思うんです。 それを鑑みると、やはり人数もちょっとふやす、 予算手当てをしておく必要があるだろうと思いま す。

どれぐらいの不登校の方がいるかっちゅうのは、 もう委員会で聞いてますので、そこは申しません けど、それらの方々にも十分手が届くような事業 であるべきだろうと思いますので。ぜひこういう 事業は、今はちょっと複雑な社会なので、もうち よっと予算をふやして、十分じっくり対応ができ るような体制をとられるようにしていくべきだろ うと再度申し上げますが、そのようなお考えはな いか、お聞かせ願いたい。

○学校教育課長(原之園健児)確かにいろいろな不安が、大きな子どもたちというのは非常に多くいるところでございます。

そして、心の教室相談員の先生方はもちろんで ございますけれども、あと県のほうでスクールカ ウンセラーを配置を5名していただいて、ことし は5名、去年は3名でございました。

そして、またスクールソーシャルワーカー2名 の配置等もございますので、そういう方々との連 携も含めながら充実を図っていきたいと思います。

相談員がたくさんふえることはありがたいことですが、今後どういう方向で相談事業を充実していけばいいのかということは、また今後、検討してまいりたいと思います。

○委員 (川添公貴) 教育相談体制の充実ということで、四つの事業が載せてあって。じゃあ、もう一回聞きますけど、この四つを合わせて延べの1,207件かな、だったんですか。それとも心の教室相談配備事業だけで、そこで受けたのが延べの1,207だったのか、それをもう一回教えてもらいたい。

〇学校教育課長(原之園健児) 1,207件に つきましては、心の教室相談員だけの相談件数で ございます。

○委員 (川添公貴) そうすると、もう一回話は返りますけど。やはり今、まずは県事業を活用していくことが、まずそれは一番だろうとは思うんですが。特に一般財源ということを考えたときに。今、各学校でいろんな問題が多く出てるんですよね。それに、今、例えば相談員の方が、校長先生とか担任の先生について一緒に解決してやるっていう、子どもと一緒になってですね。という体制

をつくっていくべきだろうと考えてるんです。

ですから、こういう事業は再々言いますけど、 もうちょっと。今、予算査定が始まると思うんで、 もうちょっと組んで、例えばあと2人ふやすとか いうことをしていってもらいたいと思っています。

身近なところでも、いろんなところでも全国的 にそういう問題がありますので。本市においては なるべくそういうのを少なくしていくような手当 てが必要だろうと思いますので、再度そこは検討 をお願いしたいと思います。

次に、3目教育振興費について、ちょっとお伺いしたいと思います。

その中で児童生徒知能検査・学力検査業務、これは国の制度によってやられるということは、これはわかってるんでこれはいいとして。この中でコンピュータ指導っていうのを先ほどおっしゃったんですが。どのような事業をされたのか、そのまずは内容を教えてもらいたい。

○学校教育課長(原之園健児)学校に設置して あるコンピュータにつきまして、あるいは電子黒 板等附属機器も含めまして、教職員の使い方につ いてアドバイスを受けたり、あるいは研修の中に 講師としておいでいただいて御指導をいただいた り、あるいは施設設備のふぐあい等がございまし たときに相談して、改善を図っていただいたりと いうようなことを、年間通してかかわっていただ いているところでございます。

○委員 (川添公貴) それは予算のときで大体。 ですから、そこで平成27年度にここに組んでも らいたいと思ったのが。今、携帯電話による。私 なんかが子育てをするころは、持たないかな、持 たせないという標語で。PTA、子ども会という ことで。中学生が持っているというのはほとんど なかったんですけど、今ほとんどが持ってるんで すよね、携帯は、小学生も。

ですので、このコンピュータ指導のこの事業の中で、例えばそういう操作関係の。ほかの事業でもやってらっしゃるとは思うんですけど、定期的にやっていくような予算編成を組むということは考えられないですか。

○教育部長(中川 清) 今ほどいろいろ御意見 いただきましたけれども、これはまた市のほうで 全体的に検討することになりますが。平成27年 度以降、いわゆる交付税の縮減が始まってまいり ます。ですから、ここに入っております今の御意 見いただきました教育相談員のこういった全ての 事業を含めて、教育委員会内部でも優先順位をつ けながら予算の削減に向けていくということにな りますので。全体的に削減の中で、どこにめり張 りをつけていくのかというものについては、この 教育委員会のこの事業だけではなくて、全体的に 教育委員会内部で整理をしていきたいというふう に考えています。

以上でございます。

○委員 (川添公貴) 部長答弁で了解しました。 日本国の将来は子どもにかかってますので。教育 は、普通の財産よりは、知的財産。これを育成す るのが国の繁栄にもつながっていきますんで。や はり、しっかりと子どもを教育するちゅうことは、 日本国をしっかりつくっていくということなんで。 ぜひ、そういう教育部門に対する削減ちゅうこと はないようにお願いをしたいと思います。

それから、携帯については、私は、一義的には 保護者の責任だと思ってるんですよ。それは、と りあえず、今回置かしてもらったんですけど。保 護者が全部管理すべきだろうと思ってるんですけ ど。社会的要求の中で、そういうことも考えてほ しいという希望です。

次に、学校保健費です。5目の学校保健費の青少年国際交流事業費について、韓国との交流をされるということで。まず、児童生徒の反応、効果、どのようにそれを。留学したことによって、どのように効果があったのか。どのように今生かされているのかということをまずお聞かせ願いたい。

○学校教育課長(原之園健児)韓国との交流につきましては、昨年度は樋脇中学校のサッカー部の生徒との交流を本市の丸山公園で実施したところでございますけれども。韓国からの中学生を学校に招きまして、合同給食をしたり、交流会を実施したり、そしてサッカーの試合を通して交流をしたところですが。子どもたちの様子を見ていますと、韓国語と日本語、お互いしゃべれませんけれども、英語で交流をしたり、あるいは、自分たちの国と違う、そういうところに非常に共感を、感動したりというようなことで。交流会の様子を見ていますと、非常に和やかな雰囲気で、子どもたちは非常に自分たち生活以外のところに目を向けるきっかけにもなったと思っているところでございます。

〇委員(川添公貴) さっきも言いました。日本

国を背負う子どもたちですから。今、その韓国と 交流することによって、どう生かしていったのか ということを、この事業で、まずはお聞かせ願い たい。

○学校教育課長(原之園健児) この事業で、スポーツ交流ばかりではなくて、少年自然の家や、総合運動公園等とも、視察も取り入れていただいて、本市を理解していただくということも大事にしてまいりました。

それと、サッカー部の子どもたちだけではなくて、全校生徒との交流会を開きましたので、多くの子どもたちに国際交流の大切さとかということを理解してもらう機会にしたところでございます。そういうことも考えながら交流を図ってきたところです。

○委員(川添公貴)国際交流をしていくことは、 グローバルな人間を育てていくためにも必要だろ うと、これは理解するんですが。まず、大分県教 委が、今の修学旅行かな、旅行業募集で違反をし て、慰安婦像のところを訪問したというのがある んですよね。ましてや、竹島問題とか、それから 朝日新聞の虚報、誤報。誤報じゃない、あれは虚 報なんだけど。ああいう問題がある中で、民間交 流はするべきだろうとは思うんですが。その中で 子どもたちがそういう影響を受けずに、真っさら な状態で、この事業が進められたのかどうか、そ こを確認したい。ちゅうのは、朴大統領はああい う態度とってるし、今、国自体がああいう態度と ってる。そういう中で、本当に教育という現場に おいて、対等な立場で物が言えて、対等な常識を 持って交流ができるのかというのは、ちょっと心 配であります。それについて、そのような状況が なかったのかどうか。それとも、そういう真っさ らな状態で、日韓状態をしっかりと見詰めていく ことができる教育ができたのかということをお聞 きしたい。

○学校教育課長(原之園健児)交流会の状況を 見ていますと、そういう慰安婦の問題であったり、 竹島の問題等が、この交流会の中で出てきたとい うことはなかったというふうに認識しております。 子どもたちの交流の様子を見てみますと、非常に 和やかな雰囲気で行われておりましたので、そこ のところはないというふうに考えております。た だ、子どもたちにとりましては、社会科等の学習 の中で、そういうことについては、学習をきちん と進めております。

以上です。

○委員 (川添公貴) この国際交流の問題については、中国もそうなんですが、個人的な考え方がいろいろありますんで、私も。なかなか、どれがいいとは言い切れませんので。韓国の場合は、特に反日教育をずっと子どもたちにたたき込んでいるんです。表面上は仲よくするんだけど、芯がもう、反日の教育を徹底してやるんで、国を挙げて。それもちょっと感化されないか、ちょっと心配であります。

次に、最後にしますが、388ページの月別運用状況についてです。未返還金額が当年201万8,100円。合計で532万7,900円未返還金額があるんですが、この処理をどうされているのか。それと、今後、どういう対策をとっていかれるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長(原之園健児)この奨学金の貸付金の滞納に対する対応でございますが。これまでもとっていることのところで御説明させていただきたいと思いますが。まず、督促強化期間を設定しまして、全滞納者、保護者、連帯保証人に督促通知を送付し、そして電話とか、面談等で、納付約束とか、納付計画の見直し等をお願いしているところでございます。 納付書の再発行であったり、現年度分の口座振替などをお願いしているところでございます。コンビニ納付の推進を図ったりというようなことを行いながら、少しずつ返還を進めていただいているところでございます。今現在、取り組んでいるところは、そういう状況です。あと、手続等については、グループ長のほうに答えさせます。

美)ただいまの課長の答弁と一部重複するところがありますけれども。それぞれ返還期間が来た方々に対する文書の通知、あと、電話督促、それから場合によっては、自宅訪問をするなどしながら納付のお願いしていくという方法をとっております。それから、当然、連帯保証人という方も立ておりますので、そちらのほうへの通知。それ

○学校教育課主幹兼学事グループ長(松田啓

と昨年度からは連帯保証人2人にしまして、できるだけ、そういう滞納が滞ることがないような体制をとっているところでございます。

以上です。

○委員(川添公貴)もう一つ聞きます。時効の

中断はされているんですか。督促状を出されてるっていうことは、時効の中断が成立すると思うんですが、それは手続はされているのかどうか。

〇学校教育課主幹兼学事グループ長(松田啓美)時効の中断やっておりません。

○委員(川添公貴) じゃあ、もう一つお聞きしますけど、このお金を払って、返還していただけない方に対して、時効の中断を図らないということは、時効の成立をもって不納欠損でやるということを考えてらっしゃるのかどうか。それとも、もう一つ、回収できる見込みがない方なのかどうか。その判断をされて、そういう態度をとられているのかということをお聞きしたい。

○教育部長(中川 清)まず、この基金は貸付基金ですので、今ほど川添委員のほうから御意見ございました不納欠損の処分になった場合は、貸付金総額自体を変える手続が必要になってまいります。ですから、先ほどグループ長のほうが時効の中断をやっていないというふうに言いましたのは、これは毎回の支払いというのは、いわゆる期間終わりまして、それぞれの毎月の支払いというのがずっと続いてまいりますので、その都度のことも含めて言ったと思いますが。

ですから、その際に全ての督促はしておりますので。今ほど委員がおっしゃった分については、支払い期間が全て終わって、一定のもの。そこについての問題が出てくると思いますので、今現在、そこまで至ってるものがあるのかどうかは、ちょっと承知しておりませんが。いずれにしましても、今、私のほうで承知してる中では、今の段階で、いわゆる時効の援用まで言われて、そこを取り下げる、いわゆる貸付金の金額自体をいわゆる議案で修正をするという事態まで至ってないと。当然、今ほど、おっしゃったものについては、今後そういったものが出る可能性はあると思いますので、そこの段階については、償還が、いわゆる償還金が全て終わる前までにしっかりとした対策が必要だというふうに考えております。

○委員 (川添公貴) 償還期間がありますよね。 それが例えば普通の契約で行くと、一回でも遅延 行為が行った場合は、何日以内に全額返納しなさ いというのが大方の賃貸契約、こういう契約にな ってるはずなんです。ですから、仮に30回の支 払いで、10回目が遅延すると、もう以降の分を 一括して返しなさいというのが、ほとんど契約の 内容だろうと思うんです。期限の利益という民法 上の法律でそうなってるんですけど。

ですから、もう、しっかりと取れないとわかったときには、不納欠損するべきなのか。そのときに。ちゅうのは、なければ、取れないわけですから。じゃあ、あったとしたら、差し押さえするのかどうか。この二通りしかないと思うんです。幾ら交渉しても返ってこないんですよね。時効があるということになると。そこをどう考えていらっしゃるのか。

○教育部長(中川 清) 今ほど回答いたしましたとおり、まだ、そこについては、最終のいわゆる支払いまでは期間がありますので、その間に督促をした上で支払いを求めていくと。今、直ちに不納欠損ということになりますと、この貸付金総額を変えていく。いわゆる条例のほうで、その貸付金総額を少なくしていくという、毎回の手続が必要になってまいりますし、全体として、そこまでの事態にはまだ至っていないというふうに考えておりますが。ただ、おっしゃったようなものについては、今後十分出てくると。

ですから、先ほど言いましたとおり、全体の償還期間が終わるまでに、そこの分の整理はする必要がありますし、万が一、全体の奨学金が終わった後、時効の援用等で。ここの分についての奨学金の総額自体を変える必要があれば、その時点で、奨学金の基金額を変えるという議案を提出するということになろうかと思います。

○委員(川添公貴)最後にします。監査委員も 今聞かれたと思うんですが、そのような方法で処 理していくことに対して、監査委員として、どの ような考えをお持ちなのか、最後にお聞かせ願い たいと思います。

〇監査委員(篠原和男)川添議員の質問に対しまして、監査委員としてお答えいたします。

この貸付金につきまして、私も一応、前、商工会議所におりましたので、取り立てにつきましては、非常に厳しいものがあります。その中で連帯保証人というのがおりますので、一応、課におきましては、連帯保証人について請求を強くしていくという、そういうのを望みたいと思います。

これから定期監査、それから例月出納検査等ありますので、その中で逐次チェックしながら、その対応について見ていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(福元光一) ほかにございませんか。

○委員 (杉薗道朗) 1点だけ、ちょっとお聞き したいんですが。日本スポーツ振興センターの給 付金ということで、先ほど質問がありましたけど も、188万5,475円。学校現場、教育現場に おける、けが等々をしたときの保険給付金かなと いうふうに理解するんですが。例えば、小学校、 中学生あたりで、この25年度において、どの程 度のそういう事象が発生したのか。まず、それが 1点。それから、けがの度合いもあると思うんで す。ちょっとしたすり傷で、保健室で対応ができ る部分。それから入院、治療、そういう大きな骨 折とか、あったんじゃないかなというふうに思う んですが、そこの実態をちょっとまず教えていた だきたいと思います。

○学校教育課長(原之園健児)この附属書のほうの154ページも災害給付状況が記載してございますが、小学校におきましては、339人の子どもたちが、これを給付を受けておりまして、その中で一番多いのはけがでございます。負傷で321名、疾病で18名が主なものでございます。中学校も同様に一番多いのは負傷、けがでございます。骨折等によるものでございます。285人の子どもたち。幼稚園におきましては8名の子どもたち。そういう実態がございまして、骨折であったり、打撲、それと、挫傷等が、数が一番多くなっております。平成25年度は熱中症による搬送がございましたので、そちらのほうもございました

以上でございます。

○委員(杉薗道朗)中でも心配なのは、ちょっと大きなといいましょうか、重症と言われるようなけが等々が発生。さっき言いました骨折も、部位によっては関節とか肘とかなっちゃうと、かなり治療に要する。例えば、アキレス腱をやったりとかなんかしちゃうと、また、半年以上かかる場合もあり得りますよね。そこらあたりが、ちょっと、この中で具体的にどうだったのかなという部分と。あそこのセンターからの給付金については、例えば、保健室以外での対応の部分についてのそういう請求されるのか。そこあたりがまず、また教えていただきたいというふうに思います。

それと先般、特に武道関係で、柔道とか、教師 の方々がある程度講習を受けて、しっかり対応し なきゃならない。一般の体育の授業含めて、それ から当然休み時間にちょっと遊んどってやったちゅうのもありますでしょうし。それから部活でそういう事象も発生してるんじゃないかなと。ちょっと細かくなりますが、そこあたりどうなのかなというところです。ちょっと教えてください。

○学校教育課長(原之園健児) 先ほど御指摘がありましたように、学校生活の中で、学校管理下内であれば、この給付金は支給されることになっております。部活動での事故も含めますし、あと、登下校中の事故等も含まれるところでございます。ただ、この学校管理下外で起きたけが等につきましては、市の医療費のほうから支給するということになっております。ただ、少し、部活動等の事故の件数等について、ちょっと今のところ手元に資料がございませんで、答えられないところです。

○委員(杉薗道朗)また、わかったら教えていただければなというふうに思いますが。なぜ、聞いたかといいますと、きのうは小学校体育祭ございまして、この中にも出席された議員もいらっしゃると思いますが、いろいろ、特に男子あたりは組体操とか、ああいうことやるものですから。眺めていますと、きれいにできる子もいれば、ちょっとばらばらってなる子もいるし。ただ、現場においては、しっかりと教師の方々が補佐でついてらっしゃいましたので、万が一何か起こったときも、起こる以前の対応ちゅうのがしっかりできるかなと、そのような把握はしてたところであります。

ただ、どうしても、目に見えないところで、い ろいろやってるうちに、大きなけがに通じる場合 がありますので、先ほどの部活の中でのそういう 武道のこともそうですけれども、しっかりと対応 していただきたい。当然、準備運動、それからウ オーミングアップ、終わったら、また整理運動な んてしっかりやりながら、体育の授業等の中でも 対応はされてると思いますけれども、大きな事故、 そういう、けがに至らないように細心の注意とい いましょうか、十分やってらっしゃることは理解 します。きのうのあれを見ても。でも、前、テレ ビの放映でもありましたけど、体力がちょっとな い子どもたちがふえているとか、ちょっと何か運 動した分で、ちょっと息切れというか。特に部活 の子とはまた違って、一般の生徒の子どもたち、 そういうの結構見聞きしますので。含めて、しっ

かりそういった対応をしていただきたいなという ことを考えたところであります。よろしくお願い したいなというふうに思います。

○学校教育課長(原之園健児) 御指摘のとおり、職員の研修、指導力のこと。それといろんな活動する上で、事前の安全確認等も必要になってくるというふうに考えております。昨日も北中の体育大会を見たときに、組体操をやっておりましたけども、それぞれに職員が後ろのほうに配置して、転倒防止等に備えている状況がございました。今、武道の事故の件だけは、ちょっとお話ができますので、件数だけでも御紹介いたします。

25年分でございますけれども、26年2月現在で御報告をさせていただきますと、柔道で7件ほどけががございます。受け身の練習中に畳に打ちつけて捻挫をしたとか。あるいは、やはり、受け身のとき、胸を強打して打撲を負ったとか。それと、投げ技で小指に体重がかかってしまって、小指をちょっと骨折したとかっていうような、そういう事例ございますが。通院が1日からあるいは12日までということで、7件昨年は報告をいただいてるところでございます。

- **〇委員長(福元光一)**ほかにございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(福元光一)質疑は尽きたと認めます。 次に、委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。 以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。御苦労さまでした。

文化課の方も来ていらっしゃいますけど、ここで休憩いたします。再開をおおむね13時といたします。

~~~~~~~~~午前11時52分休憩~~~~~~午後1時 開議~~~~~~

**〇委員長(福元光一)**それでは、休憩前に引き 続き会議を開きます。

△文化課の審査

**〇委員長(福元光一)**次に、文化課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求め

ます。

○教育部長(中川 清) 文化課の決算概要等に つきまして、附属書の158ページで説明をいた します。

決算額は、1億8,029万3,115円で、主要施策の成果、1番目、文化財の調査保存、整備及び活用では、甑島において、発掘体験会や集中発掘会等を開催。また、天辰寺前古墳公園の一次造成工事等を実施。2番目の清色城跡の保存整備では、散策道路の簡易整備を行い、3番目、入来麓伝統的建造物群保存地区の保存整備においては、総合案内板設置事業、修景事業、第35回伝統的建造物群保存地区協議会総会・研修会を本市で開催をし、旧増田家住宅の施設管理を開始をいたしております。

4番目のその他文化財に関することでは、薩摩国分寺跡史跡公園の管理運営を公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社に委託をし、159ページになります、5番目の芸術文化活動推進においては、地域における文化的環境づくりを目指し、春の芸能祭薩摩国分寺秋の夕べなどの文化事業を実施しました。

6番目、文化施設の整備と運営の充実において は、効率的な管理運営に努めるとともに、各施設 の改修工事や歴史資料館、各郷土館、まごころ文 学館では、資料収集や保存展示、調査研究を行っ たところであります。

以上で説明を終わります。

○委員長(福元光一)次に、決算内容について 当局の説明を求めます。

**○文化課長(岩元ひとみ)**歳入歳出決算書の 189ページをごらんください。

10款5項2目文化振興費でございます。支出済額1億8,029万3,115円、繰越明許費1億3,503万円です。繰越明許費の内訳としまして、川内文化ホール施設設備整備費6,600万、入来文化ホール維持補修費1,342万円、天辰寺前古墳事業費5,561万円でございます。

次に、備考欄の事項ごとに主なものを説明いた します。

初めに、文化財保護事業費では、横岡古墳公園 指定管理料、藤川天神臥竜梅、久留須梅保護対策 事業委託等12件の委託料のほか郷土芸能保存奨 励補助金59団体、郷土史研究会2団体、並びに 自動車損害賠償金等が主なものでございます。 次に、伝統的建造物群保存整備事業費では、入 来麓総合案内板設置工事費、全国伝統的建造物群 保存地区協議会実行委員会補助金などが主なもの でございます。

次に、清色城跡保存整備事業費では、清色城跡 に係る草刈・伐採業務委託が主なものでございま す。

文化振興費では、薩摩国分寺秋の夕べ舞台演出・舞台制作業務等6件の委託料のほか、第30回国民文化祭実行委員会負担金並びに市民まちづくり公社文化事業推進等4件の補助金が主なものでございます。

文化ホール管理費では、川内文化ホール並びに 入来文化ホール、指定管理料が主なものでござい ます。

文化ホール施設設備整備費では、川内文化ホール天井及び設備改修工事設計業務委託等が主なものでございます。

歴史資料館管理費では、文化財業務嘱託員並び に郷土館管理人の報酬、川内歴史資料館、下甑郷 土館の指定管理料、入来郷土館、図書館分館の燻 蒸処理と14件の委託料が主なものでございます。

国分寺跡史跡公園管理費では、薩摩国分寺史跡 公園指定管理料が主なものでございます。

川内まごころ文学館管理費では、川内まごころ 文学館指定管理料が主なものでございます。

恐竜化石活用事業費では、恐竜化石展の展示委 託料が主なものでございます。

天辰寺前古墳事業費では、天辰寺前古墳公園一 次造成工事並びに法面工事費等が主なものでござ います。

藤川天神臥竜梅整備事業費では、藤川天神臥竜 梅の白蟻駆除業務委託等が主なものでございます。

次に、旧増田家住宅保存整備事業費では、昨年 4月1日にオープンいたしました旧増田家住宅の 管理人賃金のほか、維持管理に係わる5件の委託 料が主なものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入を御説明いたしますので、 27ページをごらんください。

14款1項7目4節社会教育使用料のうち文化 課分は、1,156万3,327円でございます。 内訳の主なものは、川内文化ホール使用料、同じ く入来文化ホール使用料、川内歴史資料館、まご ころ文学館の入館料並びに入来郷土館入館料、下 甑郷土館入館料等が主なものとなっております。

次に、39ページです。15款2項8目4節社会教育費補助金では、1,361万2,000円となっております。内訳です。伝統的建造物群保存地区保存修理事業費並びに街なみ環境整備補助金、社会資本整備総合交付金等となっております。

次に49ページでございます。

16款2項8目4節社会教育費補助金では、伝統的建造物群保存地区保存修理事業補助金、特定離島ふるさとおこし推進事業費補助金、これはトンボロ芸術村事業補助金でございます。

次に、53ページです。

3項7目5節社会教育費委託金では、県の権限 移譲事務委託金として、5万5,000円。これは 文化財保護法第93条による埋蔵文化財の施設調 査等に係るものでございます。

次に、75ページをごらんください。

21款5項4目1節雑入のうち文化課分は、 154万3,834円でございます。内訳です。全 国伝統的建造物群保存地区協議会総会開催費補助 金50万円のほか、文化財標準解説書等実費収入、 川内文化ホール光熱料の収入が主なものとなって おります。

以上で歳入の説明を終わります。御審査方、よ ろしくお願いいたします。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。 以上で文化課の審査を終わります。御苦労さま でした。

△市民スポーツ課の審査

○委員長 (福元光一) 次に、市民スポーツ課の 審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○教育部長(中川 清)市民スポーツ課の決算 概要等を附属書の160ページから説明いたしま す。

市民スポーツ課決算額は、3億2,116万 168円で、主要施策の成果、1、スポーツ・レク レーション活動の充実の(1)スポーツ振興に関 することでは、競技力の向上・普及並びに健康ス ポーツ推進のため、スポーツ推進員の研修、第9回市長旗争奪高校野球大会の開催、市民運動会の開催などの事業を行い、(2)スポーツ合宿等誘致に関することでは、スポーツ合宿等の誘致を図るため、国立スポーツ科学センター、味の素ナショナルトレーニングセンター、かごしまスポーツ合宿セミナーin関西・広島・福岡など、広く誘致活動を実施しております。主なスポーツ合宿誘致実績は記載のとおりでございます。

161ページ、2のスポーツ・レクリエーション環境の充実は、総合運動公園施設、スポーツ交流研修センターなど、社会体育施設の管理運営を行い、施設の改修工事や備品の整備を行っております。なお、利用状況等は記載のとおりであります。以上で説明を終わります。

○委員長(福元光一)次に、決算内容について、 当局の説明を求めます。

**○市民スポーツ課長(坂元安夫)**それでは、決算状況につきまして、御説明申し上げます。

決算書の199ページをお開きください。

10款6項1目保健体育総務費の決算額は、

1億2,516万7,644円でございます。

備考欄で説明申し上げます。

事項、保健体育総務費の決算額は、6,056万4,143円で、職員9人の給与費に係る経費が主なものでございます。

次に、事項、体育振興運営費の決算額は、 4,427万1,587円で、スポーツ推進員 88人及びスポーツ推進審議会委員12名の出会 報酬、全国ボート場所在市町村協議会負担金など の負担金、九州全国大会出場者への助成を行うスポーツ振興助成金などの補助金が主なものでございます。

次に、事項、市民運動会運営費の決算額は、670万3,552円で、主管する市体育協会への 運営委託費が主なものでございます。

次に、事項、各種大会運営費の決算額は、76万3,012円で、地域の特色を生かしたスポーツイベントとして開催するカヌー競技大会、市長旗争奪野球大会、一輪車競技大会の3大会に係る経費であります。カヌー競技大会テント等設置業務委託が主なものでございます。

なお、市長旗争奪高校野球大会につきましては、 これまで一定の成果を得たことから、平成26年 度から廃止にしたところでございます。 次に、事項、健康スポーツ推進事業費の決算額は、186万4,695円で、健康スポーツ教室指導業務委託が主なものでございます。

次に、事項、スポーツ合宿等誘致事業費の決算額は、1,100万655円で、スポーツ合宿を実施した団体への激励品の提供や奨励金、全日本バレーボールチーム男子女子の強化合宿招へい事業補助金が主なものでございます。

続きまして、10款6項2目体育施設費の決算額は、1億9,599万2,524円でございます。 備考欄で説明申し上げます。

事項、体育施設管理費は、決算額9,325万5,288円で、樋脇サンヘルスパークなどの指定管理施設に係わる指定管理業務委託、そのほか各体育施設の清掃業務委託など維持管理に要する業務委託、川内プール底面塗装工事など工事請負費、樋脇体育館バレー支柱などの備品購入、県B&G地域海洋センター連絡協議会負担金などの負担金が主なものでございます。

次に、決算書の201ページをお開きください。 事項、総合運動公園管理費は、決算額1億 2,273万7,236円で、総合運動公園のうち、 有料公園施設の指定管理委託やスポーツ交流研修 センター警備業務委託などの委託料、総合運動公 園陸上競技場トラック補修工事などの工事請負費、 消火器購入などの備品購入費が主なものでござい ます。

次に、歳入について御説明申し上げます。 決算書の27ページをお開きください。

14款1項7目5節保健体育使用料のうち当課 分は、収入済額4,828万4,150円でござい ます。

備考欄で主なものを説明申し上げます。

行政財産使用料、屋外運動施設照明、御陵下公園、総合運動公園内有料施設等の使用料、各支所所管の体育施設の使用料、スポーツ交流センター使用料であります。

次に、決算書の57ページをお開きください。

17款1項2目1節利子及び配当金の当課分は、スポーツ振興基金利子収入で、収入済額5万439円でございます。

次に、決算書の59ページをお開きください。

18款1項8目1節教育費寄附金の当課分は、 御陵下町在住の吉田規子氏からスポーツ振興のた め使用していただきたいとのことで、保健体育費 寄附金として、20万円を受け入れたものでございます。

次に、同じく決算書 5 9 ページの 1 9 款 1 項 2 7 目 1 節スポーツ振興基金繰入金は、スポーツ振興基金を 1 1 0 0 万円取り崩し、繰り入れたものでございます。

基金の運用状況につきましては、後ほど基金の ところで説明を申し上げます。

次に、決算書の77ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入の当課分は、収入済額759万5,482円であります。主なものは、B&G地域海洋センター修繕助成金、学校屋内運動場電気料実費収入金などが主なものでございます。

続きまして、378ページをお開きください。

財産に関する調書について説明を申し上げます。 1、固有財産、(1)土地及び建物の行政財産の うち公共用財産の社会教育施設欄の土地、決算年 度中の1,899平米の減が当課分でございます。

上甑江石運動広場を用途廃止し、消防団詰所用 地として、消防局へ所管がえしたものでございま す。

続きまして、383ページをお開きください。

2、重要物品現在高調べの当課分は、右側の欄の下から2番目の区分、雑品類の1減であります。 これにつきましては、サンアリーナせんだいの自動券売機を廃棄したものでございます。

続きまして、385ページをお開きください。

基金の運用状況でございます。当課分は上から 9番目のスポーツ振興基金であり、決算年度中、 増減高は、基金利子収入相当額の積立金5万 1,000円とスポーツ振興基金運営委員会が行っ ている九州大会、全国大会に出場する団体等への 助成金、いわゆるスポーツ振興補助金につきまして、充当するために基金を取り崩した1,100万 円、これを相殺いたしまして、決算年度中の増減 高は、マイナス1,094万9,000円でござい ます。なお、年度末現在高は、1億9,136万 5,000円でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご御審査く ださるようお願いいたします。

**○委員長(福元光一)**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員(川添公貴)**基金について、ちょっとお 聞かせ願いたいと思います。スポーツ振興基金に ついては、これを積み立てたいきさつがあるんで すが。これは、いろんな大会の支出であったろう と思うんですけど。今後の取り扱いについて、ど のような方向性をもって、この基金を動かすのか ということをお聞きしたいと思うんですけど。

○市民スポーツ課長(坂元安夫)原資のほうが 2億円ということで、スタートしたわけですけれ ども。九州大会、全国大会に出場される団体も近 年ふえてまいりまして、1,000万円を超える状 態になってまいりました。それで、基金頼りとい うことではないんですけれども、一応、1億が民 間のほうで募集された額だということ。あとの残 りの1億は市の積み立て分という、そういう大枠 の中で。まず1億円については、取り崩しの方向 で財政当局と話をして、今後、約10年間かけて、 1,000万ずつを取り崩そうということで考えて おります。

○委員 (川添公貴) 最初の1億が民間に集めら れたちゅうことなんで。できれば、運用の仕方は もう、こちらが言うまでもなくて、体育協会を通 じて、してやっていらっしゃるとは思うんですが。 できれば、一括してやったほうが事務手続上、当 局の事務量も減るんじゃないかと思うんです。で すので、そこ辺は整理されて、27年度から、で きれば、もう、10年かけて市が関与するんじゃ なくて、体育協会のほうに使う要綱等を決めて、 渡していくという方向性がいいんじゃないかと思 うんです。という根拠は、合併前の福田さんが森 市長に対して、スポーツ振興基金をどう使うのか という質問されました。傍聴来ちょったもんで。 そのとき、全部使いますって、合併前に森市長が 答弁されたのを覚えてるんですけど。そういう考 えもあるんで、10年前からそういう議論があっ たと思うんですよね。だから、そういう方向性を 見出していくことが必要じゃないかなと思うんで すが、お考えをお示しください。

○市民スポーツ課長(坂元安夫)一定の取り崩しの方向というのは、方向性を出してるちゅうふうに考えておるんですが。いずれにしても、残り1億という分もございますので、それについては、ちょっと、庁内含めて協議して検討させていただきたいちゅうふうに思います。

○委員長(福元光一)ほかにございませんか。

○委員(成川幸太郎) 今のスポーツ振興補助金6件で、3,828万2,314円という補助金が

なされてるんですが、6件というのは、どんなの があるか、わかりますか。

〇市民スポーツ課長(坂元安夫) 決算資料1の50ページのほうにお示ししてありますが、補助金の関係につきましては。50ページのほうにお示しございます。件数的には、当課の分につきましては、7件でございます。

内訳につきましては、一番大きいものは、体育 協会の運営補助金でございまして、以下スポーツ 少年団の連絡運営補助金、スポーツ振興補助金、 先ほどの基金に関する補助金、それと川内川を生 かしたスポーツ推進事業補助金ということで、こ れは、河口マラソンの経費でございます。それと、 レガッタ大会の運営補助金。これについては、今、 このレガッタ大会については、4年に1回の補助 金ということで、25年度が、この運営補助が発 生したということです。早慶戦を実施するちゅう ことで、招聘してきてる経費があるために補助し ております。それと、これも新規ですけど、イー スタン・リーグの公式戦をやりましたので、これ についても25年度のみの新規です。それと、全 日本バレーボールチームの強化合宿招聘というこ とで、これは男子女子2チームになるわけですけ れども、これが24年度なかったために、これも 25年度新規となっております。

以上でございます。

**〇委員長(福元光一)**ほかにございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑は尽きたと認めます。 以上で市民スポーツ課の審査を終わります。御 苦労さまでした。

△総務課の審査

○委員長(福元光一)次に、総務課の審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求めます。

○総務部長(今吉俊郎)総務部です。よろしく お願いいたします。

まず、総務課の概要を説明申し上げます。決算 附属書の5ページ以降になります。

決算額は、25億1,081万1,153円となったところです。

総務課につきましては、総務部の総括課でございまして、まず、人事給与等に関する事項としま

して、職員の採用退職を含め、さまざまな行政課題に対応するため、職員の配置調整、人事異動を行いました。25年度は、新エネルギー並びに第6次産業化の推進等の重要施策に対応した職員配置を行ったところであります。

職員の資質や公務能率の向上につきまして、 国・県や関係機関へ職員を派遣するとともに、自 治大学校研修や職務別研修など、各種研修を行っ たほか、昨年度は顧問弁護士によりますコンプラ イアンス研修も実施したところです。

また、職員の健康管理のために健康診断や人間 ドックを推奨しますとともに、特にメンタル相談 のほか、人事異動職員や長時間の時間外勤務職員 の面接・相談など、心身両面の健康保持増進に努 めております。

総務課におきましては、各種市民ニーズに対応できる人材育成に努めますとともに、服務規律の確保を基本とし、また、職員の健康管理に配慮するなど、人事行政の面から市政推進に努め、市民福祉の向上につなげてまいりたいと考えます。

以上が総務課の概要であります。

決算の概要につきましては、課長から説明いた しますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(福元光一)次に、決算内容について、 当局の説明を求めます。

○総務課長(田代健一)総務課でございます。

それでは、決算の内容について御説明いたしま すので、まず歳出について説明いたします。

決算書の83ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分の支出 済額は、25億949万2,103円でございます。 備考欄をごらんください。

事項、総務一般管理費の主な支出としては、樋脇支所、祁答院所支所管内の出張所業務嘱託員等6名及び育児休業職員等の代替嘱託員7名の報酬を初め、特別職3人分及び職員186人分の給与費及び社会保険料などの人件費のほか、ウインドウズXPからセブンへの更新等に係ります人事給与システムリプレース業務等の委託料、経済産業省、資源エネルギー庁などへの派遣職員の住宅賃借料、及び県との人事交流に伴います職員3名分の人件費相当額の負担金が主なものでございます。

次のページ、事項、職員厚生事業費でございますが、主な支出といたしましては、産業医としてお願いしております福山内科の福山先生、精神保

健相談員としてお願いしておりますKメンタルクリニックの岩川先生などへの報酬を初め、職員健康診断や甑島の診療所における予防接種業務の委託料、職員厚生会への負担金の支出が主なものでございます。

ここで、不用額の主なものについて御説明いたしますので、83ページに返っていただきまして、3節職員手当等の不用額1,359万3,249円のうち当課分は、898万2,642円で、時間外勤務手当872万4,922円が主なものであり、所属関係課の時間外勤務の執行残の積み上げによるものでございます。全く予算執行しなかったものはございません。

以上が一般管理費でございます。

続きまして、93ページをお開きください。

10目恩給及び退職年金費について説明をいた します。支出済額は、131万9,050円です。 本事業は、旧川内市の恩給条例に基づく受給者 1名分の遺族年金と旧町村職員に対する旧恩給組 合への市町村負担金の支払いとなっております。

次に、歳入の説明いたしますので、決算書の 57ページから次の59ページにかけてになりま す

17款2項3目1節出捐金配分収入で、本市が加入しておりました財団法人鹿児島県市町村職員厚生会が平成25年4月1日をもって解散したため、残余財産が出捐金額に応じ配分されたものでございます。

次に、63ページから65ページにかけてになります。

21款5項4目1節雑入で、公務災害補償負担金や職員手当などの各種経費の返納金と県や地方自治情報センター等への人事交流に伴います職員5名分の研修派遣経費の受入収入などが主なものでございます。収入未済額はございません。

次に、財産に関する調書を説明いたしますので、 決算書の381ページをお開きください。

(6)出資による権利のうち総務課分は中ほど 少し下の県市町村職員厚生会出捐金で、前年度末 現在高が131万円に対し、歳入で御説明いたし ましたとおり、同厚生会の解散に伴い全額が減少、 25年度末現在高はなしとなっております。

以上で、総務課に係ります決算についての説明 を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明があ

りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願 います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。

以上で総務課の審査を終わります。御苦労さま でした。

△秘書室の審査

○委員長(福元光一)次に、秘書室の審査に入

まず、決算の概要について部長の説明を求めま す。

○総務部長(今吉俊郎) 秘書室の概要説明いた します。

附属書の9ページ以降になります。

決算額は、1,141万1,353円となってお ります。秘書室は、市長並びに両副市長の秘書及 び渉外業務を初めとして、式典儀式、褒章及び交 際に関する事務、あるいは市政に関する国会、各 省庁等との総合的な連絡調整、市長会など加入団 体によります国・県等への陳情・要望活動を主な 業務としております。その成果は、調書のとおり でございます。

今後も、これまで以上に、市長、両副市長の効 率的で的確な行動日程や各種調整などに努めてま いりたいと存じます。

簡単ですが、以上が秘書室の概要です。

決算の概要につきましては、室長から説明いた しますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(福元光一)次に、決算内容について、 当局の説明を求めます。
- ○秘書室長(鬼塚雅之)秘書室でございます。 平成25年度の決算の概要について御説明させて いただきます。よろしくお願いいたします。

まず、歳出であります。決算書の85ページを お開きください。

2款1項2目秘書広報費のうち秘書室の決算額 は、備考欄の秘書管理費1,133万3,443円、 及び決算書の87ページです、市民表彰費7万 7,910円の合計1,141万1,353円であり ます。

秘書管理費においては、行政事務嘱託員報酬 1人及び報酬に係る社会保険料のほか市長賞や叙 勲褒章受章記念祝賀会に係る記念品代、市長会等 の会議、各種行事、陳情・要望等に係る三役及び

随行者の旅費、会議・慶祝等に係る交際費、市長 車借上料、全国市長会分担金を初めとする加入団 体負担金及び会議等出席負担金が主な支出であり ます。

次に、市民表彰費においては、市民表彰に係る 市民功労賞の作成経費が主な支出であります。

歳入でありますが、歳入につきましては、秘書 室分は該当ございません。

以上で、秘書室に関する決算概要の説明を終わ ります。よろしく御審査賜りますようお願いいた します。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明があ りましたが、これより質疑に入ります。御質疑願 います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。

以上で秘書室の審査を終わります。御苦労さま でした。

△文書法制室の審査

○委員長(福元光一)次に、文書法制室の審査 に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めま す。

○総務部長(今吉俊郎)文書法制室をお願いい たします。

附属書の12ページ以降になります。

決算額は、8,531万6,168円となりまし た。文書法制室は、文書の送達、浄書等に関する こと、議案、条例案等の審査・調整、固定資産評 価審査委員会に関すること、及び情報公開、個人 情報保護等に関する事務を担当しております。そ の処理状況につきましては、それぞれの表にお示 ししているとおりでございます。

このほか、各課におきます行政課題に関し、法 律的な解釈、考え方等の指導業務も携わっている ところです。

以上が文書法制室の概要であります。

決算の概要につきましては室長から説明いたし ます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(福元光一)次に、決算内容について、 当局の説明を求めます。
- 〇文書法制室長(堀ノ内 孝)文書法制室です。 よろしくお願いいたします。

文書法制室所管に係ります平成25年度決算に

つきまして、説明をいたします。

まず、歳出から御説明いたします。決算書の85ページをお開きください。

2 款 1 項 2 目 秘 書 広 報 費 の 支 出 済 額 1 億 3,659万9,198円のうち文書法制室分は、 8,531万6,168円であります。

備考欄、下から8行目をごらんください。

文書行政一般事務費の主な内容について御説明いたします。

固定資産評価審査委員会委員報酬につきまして は、昨年度は1件の審査の申し出があり、これに 係るものが1回、委員の任期満了に伴います委員 長選挙等に係るものが1回、計2回の会議を開催 しております。

郵便料は、文書の発送に係るもので、本庁及び 支所からの発送分並びに本庁支所間での発送分で あります。

なお、12節役務費の不用額が666万8,406円ございますが、このうち文書行政一般事務費に係るものは、635万9,802円となっており、郵便料の執行残によるものでございます。次のページをお開きください。

電子複写機等賃借料は、複合機ほかOA機器の 賃借料でございます。

続きまして、情報公開事務費でございます。

情報公開、個人情報保護審査会委員報酬につきましては、昨年度不服申し立てはございませんでしたが、委員の任期満了に伴い、会長互選のため、1回の会議を開催しております。

文書整理用のファイルと保存箱は公文書管理用 の紙ファイルとダンボール製の保存箱を購入した ものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、29ページをお開きください。

14款2項1目総務手数料ですが、備考欄の中 ほどより下が文書法制室所管分であります。情報 公開開示請求手数料ですが、平成24年度から情 報公開条例が改正されまして、株式会社等が開示 請求される場合は、1件につき1,000円の手数 料を徴収することとなりましたので、その手数料 収入でございます。

続きまして、65ページをお開きください。

21款5項4目雑入の備考欄、上から3行目が 文書法制室所管分で、コピー代の実費収入金でご ざいますが、情報公開分と情報公開請求によらな い通常分でございます。

以上で説明終わります。よろしく御審査賜りま すようお願いいたします。

**○委員長(福元光一)**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員(杉薗道朗) 1点だけ教えていただければと思います。文書の浄書、印刷等に関しましては、庁内機器を使って、庁内で印刷をされているというふうに理解をしますが、従前と比べて、庁内印刷等々でされる部分で、どの程度の、大ざっぱで言ったら、あれでしょうけど、経費節減的な部分できてきているのか。もし、わかっていれば、ちょっと、お示しをしてくださいというふうに思います。

○文書法制室長(堀ノ内 孝)庁内印刷に取り 組んでおりまして、財政課からの要望もございま して、庁内印刷をふえているんですけれども。印 刷製本費という形では確かに減ってきておるんで すけれども、紙代とか、コピー代というほうには、 なかなか減らない状況がございまして。具体的な 印刷製本費との兼ね合いという部分では、ちょっ と把握できていないところです。

○委員(杉薗道朗)仮に外部発注したとき、それから、内部のそういう機器を使って印刷。アバウトでも、大体どのぐらい減っているのか。それとも、とんとん。言われた、ちょっと、う~んというふうにも聞こえるんですけれども、明確には、なかなか出てこないものでしょうか。そのために一生懸命やってらっしゃると思いますけども。大体でいいです。細かな数字までいきませんから。従前100%に対して、現状は70%、80%ぐらいの総体的な経費節減になっている部分がありますか、みたいなことはわかりませんか。

○財政課長(今井功司)財政課でございます。 ただいま文書法制室のほうから説明がありました とおり、経費削減を目的にいたしまして、外部印 刷から庁内印刷のほうにシフトするように、財政 としても予算編成のときに指導してるところでご ざいます。具体的に、これまで、そういう内部印 刷のほうで進めておりますが、具体的に予算的な ものにしても把握してないとこでございます。ち なみに、財政課のほうも、今回の決算からでござ いますが、決算附属書のほうを庁内印刷のほうに させていただきまして。その分の印刷でいきます と、財政課のほうで、従来50万程度の経費をかけて印刷してたものが。庁内印刷でありますが、その分、必要な紙もございます。業務の印刷業務もございますので、その辺はまだちょっと検証はしておりませんが。予算的なものでいけば、印刷製本費がある年度の予算と、ある年度の予算で、どれだけ動いたかというのは、把握はできるとこでございますが、具体的な数値を、申しわけございません、今現時点持ち合わせておりません。

以上でございます。

○委員長(福元光一) ほかにございませんか。

○委員(川添公貴) 1点だけ、ちょっと細かいことで申しわけないんですけど。12節の郵便料の関係で、約630万ほど節減をしていただいたちゅうことは十分理解をしてますが。この郵便料の4,919万5,198円について、郵便切手代なのか、それともゆうパックなのか。それとも、民間が郵便宅配をしてますよね。そういう種類別で分けたもの、それを合算したものかどうか、聞きたいんですが。合算してあるんであれば、ちょっと内訳を教えてください。

○文書法制室長(堀ノ内 孝)郵便料について の御質問でございます。郵便料4,919万 5,198円は、使送便ですとか、小包ですとか、 郵便料ですとか、そういったものを合算した合計 でございます。

内訳につきましては、グループ長のほうから回 答いたします。

**〇主幹兼文書グループ長(江口 洋)**個々の 郵便料については、ちょっと把握はしておりませ ん。今先ほど室長が説明したとおり、定形、定形 外はがき、それから切手、それから支所への使送 便等を含めた合計金額になっております。

以上です。

**〇委員(川添公貴)**済みません。質問の仕方が 悪かったみたいで。郵政省、ジャパンポストを使 った分が幾らあるのか。それとも民間がやってる 業者の郵便がありますよね、それが幾らなのかを 教えてください。

**○主幹兼文書グループ長(江口 洋)**全て日本郵便を使用した分の金額となっております。

○委員 (川添公貴) もう使った分だから、これは仕方ないんですけど。27年度に向けて、一定制限がなければ、民間のやつを使ったほうがかなり安い分もあります。送るのに。ぜひ、そこを検

討していただくことが必要だろうと思います。そうすると、もっと、削減効果があらわれると思います。

2点目です。いろんな文書を出されるときに、 今回、市民表彰の案内が私4枚来ました。4枚。 議員の皆さんは、一人に何枚も来てる方が結構多 いんですよね。地区の代表の方々でも、地区コミ の会長とかというのも、同じ文書が2枚も3枚も 来たり、役が重なってますから。そこ辺をぴしっ と整理していくと。私に文書を送るのに156円 捨てたのと一緒ですよね。その積み重ねがこの 630万になってくると思うんですよ。そういう 節約していくこと。ですから、認識ソフトが安い やつがあるんで、住所録の。認識ソフトにかける と同じ名前が全部ヒットしますんで。そこは、こ の人にはもう全部一緒だよねというのは1通でも いいのかなと思います。そこ辺ができるのかどう か。そういう節約、この二つの節約をすることに よって、相当節約がいけると思います。もっと。 下手すれば900万ぐらい、民間の業者は使うこ とによっていけるとは思うんですが。この決算状 況を踏まえて、27年度どのようにされていかれ るのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○文書法制室長(堀ノ内 孝)まず、いわゆる メール便とか、民間業者が行っているような郵便 というか、信書便ですけれども、使えないかとい うことですけれども。役所が出す文書は、ほとん どが信書便という形になっておりまして、全国的 に一律で信書便は使える業者がないということで、 民間業者を信書便で使うというのは難しい状況が ございます。その中で、カタログですとか、パン フレットですとか、市の場合、市の広報紙になる わけなんですけれども、広報紙等は、以前は入札 をして使っておったんですけれども、かえって、 ゆうメールとかのほうが安かったという実績もご ざいまして、昨年度は、JP、日本郵便だけの取 り扱いというような状況がございます。今後、ま た民間業者の動向等によっては、そういった活用 も検討していきたいと思っております。

あと、同じところに何通も同じような文書がいくということでございますけれども、そちらにつきましては、文書法制室としても、各課に指導をしていくということしかないのかなということがございます。それと、ソフトがあるということですので、ちょっと、私も存じませんでしたので、

研究させていただきたいと思います。

○委員(川添公貴) そのソフトをかける以前に。 多分、エクセルか何かでつくってるんで、名前順 に変更とすれば、だあって変わって、同じ名前、 同じところに全部出るはず。エクセルやればです ね。詳しいと思いますが。そういう手法でいくと ソフト買う必要ないし。それと、今、全部信書便 だっておっしゃったんですけど、カタログ等につ いては、ゆうメール使って、そっちのほうが安い とおっしゃったんですけど、案外、契約をすると、 民間のほうが安いんですよね。私、ある団体のや ってるんですけど、その団体の分に関しては民間 業者使ってるんですよ。そのほうが安いというこ とで、必ずしも、広報紙とかカタログ等、例のシ ティセールスの何とかっていうの会員のカタログ を送ってくるんですけど、あれは必ずしも信書と は限らないと思うんですよね。ですから、市役所 が出すのが全て信書という考え方をまず捨てて、 きちっと精査して送るようにされたらどうかなと は思うんですよね。どうでしょうか。

○文書法制室長(堀ノ内 孝)全てがもちろん信書ではございませんけれども、民間のところでございましたら、島まで送れるところがないとか、そういったこともございます。ただ、経費節減は──私どもも、別に郵便局を使わないといけないということ等は考えておりませんので、安くできるように、民間業者とも連絡をとりながら進めていきたいと思います。

- **〇委員長(福元光一)** ほかにございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(福元光一)質疑は尽きたと認めます。 以上で文書法制室の審査を終わります。御苦労 さまでした。

△財政課の審査

**○委員長(福元光一)**次に、財政課の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長(今吉俊郎) 財政課の概要を説明い たします。

附属書の15ページ以降になります。

決算額は、100億2,422万5,454円で ございます。

財政課は、予算編成、決算認定に関する業務の

ほか、市債の借入償還、地方交付税、財務書類等 の作成等の業務を実施しているところです。その 編成状況、市債の残高等につきましては、資料に お示ししているとおりでございます。

特に平成25年度の主な取り組みにつきましては、使用料及び手数料において消費税法の改正による消費税率の引き上げにより、地方公共団体の手数料の標準に関する法令の改正及び県の手数料条例の改正など、上位関連基準額の見直しによりまして、改正しなければならないものについて、条例改正を行ったところです。

平成27年度からは、普通交付税の段階的削減によります大幅な財源縮減に対応して、今後、財政面の具体的な取組手法を定めた財政運営プログラムを着実に実行するために予算編成過程におきまして、事業の見直しの進捗を把握し、予算に反映するとともに、進行管理により年次ごとの達成状況を分析して、その結果を次年度以降の取り組みに反映していくこととしたいと考えております。

以上が財政課の概要であります。

決算の概要は、課長から説明いたしますので、 よろしくお願いいたします。

- ○委員長(福元光一)次に、決算内容について、 当局の説明を求めます。
- **○財政課長(今井功司)**財政課でございます。 よろしくお願い申し上げます。

財政課関係の平成25年度歳入歳出決算の概要 について御説明いたします。

まず、歳出になります。決算書の87ページを ごらんください。

2款1項3目財政管理費でありますが、全額財政課執行分であります。執行済額は、625万303円となっております。備考欄にも記載してございますが、歳出の主なものについては、決算書、予算書の印刷、財務処理システムに係る保守業務委託であります。

次に、同ページの同項5目財産管理費のうち財政課分の執行済額は、33億7,804万5,000円で、支出の主なものは、備考欄にもありますとおり財政調整基金及び減債基金の2基金に係る積立金であります。

次に、205ページをお開きください。

12款1項公債費でありますが、1目元金の支 出済額60億2,626万629円で、2目利子の 支出済額は、6億1,366万9,522円となっ ております。

次に、同ページの14款予備費は、当初予算計 上額5,000万円に年度内の追加もなく、充用実 績もございませんでした。

次に、歳入について御説明いたします。決算書 の11ページをごらんください。

2款地方譲与税から15ページの8款自動車取得税交付金まで、及び同ページの10款地方特例交付金、11款地方交付税は財政課所管の歳入で、それぞれ収入済額に記載しております額を収納しております。

また、35ページになります。

15款2項1目総務費補助金、14節地域経済 活性化雇用創出臨時交付金は、国の経済対策に係 るもので、交付対象となった平成25年度実施事 業2事業及び平成24年度からの繰越事業4事業 に伴います歳入であります。

次に、55ページ、17款1項2目利子及び配当金であります。このうち財政課分は、財政調整基金利子収入及び減債基金利子収入の2件でありますが、2件の合計で、収入済額は1,383万5,424円となっております。

次に、59ページになります。

19款1項基金繰入金になります。財政課分は、 1目財政調整基金繰入金のほか、同ページの 17目減債基金繰入金の2件であり、それぞれ予 算どおりの繰り入れを行っております。

また、1 枚めくっていただきまして、6 1ページの 2 0 款繰越金において、2 3 億 6 , 1 6 0 万 7 , 7 3 9 円を受け入れておりますが、備考欄に記載がございますとおり純繰越金、繰越事業費等財源充当繰越金であります。

次に、65ページになります。

21款5項4目雑入でございますが、財政課分は、備考欄の上段部分にあります鹿児島県市町村振興協会市町村交付金で、市町村振興宝くじの収益金を交付金といたしまして、総額3分の1を均等割により、3分の2を人口割により配分を受けるものであります。この交付金は、地方財政法第32条により、その使途範囲が規定されており、平成25年度は、友好都市訪中団派遣事業などの国際交流事業に活用しております。

次は、79ページから81ページになります。 市債でございます。

22款市債につきましては、いずれも年度内に

予定した額の借り入れを実施しております。

次に、207ページをお開きください。

実質収支に関する調書について御説明いたしま す。

平成25年度の一般会計歳入総額は552億5,389万3,000円、歳出総額は521億4,740万1,000円で、歳入歳出差引額いわゆる形式収支は、31億649万3,000円となっております。また、翌年度へ繰越すべき財源が10億3,556万9,000円でありますので、これを差し引きました実質収支額は、20億7,092万3,000円となったところであります。

次に、財産に関する調書のうち財政課所管の 2 基金について御説明いたしますので、 3 8 5ページをごらんください。

まず、一番上の財政調整基金は、36億9,284万8,000円を増加し、年度末現在高は121億8,403万円となっております。二つ目の減債基金は3億2,624万6,000円減少し、年度末現在高は21億864万3,000円となったところであります。

また、欄外に記載してありますとおり、財政調整基金につきましては、一部、中期国債で運用しているところであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

- **○委員長(福元光一)**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。
- ○委員(川添公貴)年度末に一借をしますよね。 この25年度、何日で、どれぐらい一借をしたの かな。教えてもらえれば。利息、どげんしても、 見しけきらんもんじゃっで。利息と。
- ○財政課長(今井功司)結論から申しますと、 25年度につきましては、一借をする必要がございませんで、一借利子は発生しておりません。また、基金からの繰りかえ運用も実施する必要ございませんでしたので、経費的には発生してないところでございます。

以上です。

- ○委員(川添公貴)済みません。その一借の利息がどげんしても、見しけはならんかったもんじゃっで、ほいで、今聞いたとこでした。了解。
- **〇委員長(福元光一)**ほかにございませんか。

#### 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一)質疑は尽きたと認めます。 以上で財政課の審査を終わります。御苦労さま でした。

△財産活用推進課の審査

○委員長(福元光一)次に、財産活用推進課の 審査に入ります。

まず、決算の概要について、部長の説明を求め ます。

○総務部長(今吉俊郎)財産活用推進課でござ います。

附属書の17ページになりますが、決算額は 9億7,622万4,164円となっております。 財産活用推進課は、薩摩川内市民まちづくり公社 に関する事務を含めました公有財産の事務統括、 庁舎、公用車の維持管理などのほか、指定管理者 制度の総合調整もとり行っております。

1の市民まちづくり公社につきましては、生涯 学習の推進と福祉の向上に寄与する事業実施して まいりました。

主な事業としましては、川内文化ホールやサン アリーナせんだいなどの受託施設管理事業や芸術 文化スポーツ振興事業などを実施しております。

2の財産管理の面では、普通財産の土地21筆、 2,933万2,000円を売却したところです。

分譲団地につきましては、田代ニュータウンを 4区画、大村団地を2区画売却しております。ま た、市有財産の適正な保全を目的に設置しており ます市有施設保全基金を1億5,480万 9,000円増額したところです。

なお、25年の2月に策定したところの財産利 活用基本方針に基づきます財産仕分け・利活用方 針では、165施設の財産処分することといたし ましたが、25年度は利活用方針に基づきまして、 財産の適正な処分に取り組んでまいりました。今 後も処分を適切に行うとともに、本年度は公共施 設白書を作成しまして、さらに、公共施設マネジ メントを進める予定でございます。

3の庁舎の管理では、庁舎の維持管理のための 修繕工事や保守管理等の委託を行いました。本庁 舎の耐震化につきましては、25年度に耐震改修 工事が完了したところです。今後は支所の耐震化 に取り組んでまいります。

それと、恐れ入りますが、ちょっと決算を離れ

ますけれども、さきの9月12日の本委員会で、 川添委員から宿題をいただいておりましたので、 あわせて御報告させていただきたいと思います。

2点ありましたけれども、1点は、公用車の旧 川内市の表示がついた車を見かけるということで 御指摘をいただきましたので、財産活用推進課で 調査をさせました。いわゆる本庁管内、川内市と ついた公用車3台、ほか支所管内にも幾らかおり まして、都合14台、旧町村名の公用車を確認し たところですが、これにつきましては、合併直後 にマグネットシートで、薩摩川内市と表示したと ころですけれども、車両によりましては、劣化に よりまして、マグネットが剥がれやすくなってい たのが原因と思われますので、すぐ手当をしたい と考えております。気づかせていただきまして、 ありがとうございました。

もう1点は、住居表示の街区表示板が川内市ど こどこ町と書いたのがあるという御指摘があった 分も、これは建築住宅課のほうに指示をして調べ てもらいました。街区表示をした町は、都合 16町ございますけれども、そのうち3町におい て、川内市東大小路とか、あるいは川内市原田町、 川内市中郷2丁目と、3町においては、川内市と いうのが入った表示があったところです。そのほ かの例えば、この近辺の神田町とか、若松町につ きましては、ほとんどの街区表示板が劣化、もし くは家の建てかえ等で存在しなくなっておりまし て、誤表示がないということで、都合を調べまし たところ、先ほど言いました川内市何々となった 中郷2丁目、東大小路町、原田町に、163枚、 川内市何々というのがありましたので、とりあえ ず川内市部分に青ペンキを塗って対処したいとい うことで、建築住宅課が報告をしてまいりました ので、ここで報告させていただきます。

以上、済みません、決算外にそれましたけれど も、以上、財産活用推進課の概要であります。詳 しくは課長から説明いたしますので、よろしくお 願いいたします。

○委員(川添公貴)済みません、いろいろ調べ ていただいてありがとうございました。

一番目についたのが、大小路の鹿銀の前の陸橋、 あそこが川内市ってなっちょった。鹿銀の大小路 支店の前の陸橋があるでしょう。来っとき、毎日 通っで、いつ変わったろかいと見ちょうわけ。

ほかの表示もわかったっどっちゅうことで。調

べていただいてありがとうございました。

○総務部長(今吉俊郎)また新たな御指摘をいただいましたので、これは報告は多分しないと思いますけれども、ちゃんと伝えたいと思います。

ありがとうございました。

**〇委員長(福元光一)**次に、決算内容について 当局の説明を求めます。

**○財産活用推進課長(平原一洋)**財産活用推進 課でございます。きょうはよろしくお願いいたし ます。

それでは、決算について御説明させていただきます。

まず、歳出について御説明いたしますので、決算書の83ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち財産活用推進課分は、開けていただきまして、85ページ、中段あたりになりますが、市民まちづくり公社費で、支出済額2億2,660万209円でございます。薩摩川内市民まちづくり公社に対します運営補助金でございます。

次に、87ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費でございますが、財産活用推進課分につきましては、支出済額4億3,557万8,490円でございます。

執行状況でございますが、備考欄で御説明させ ていただきます。

財産活用推進課分の財産一般管理費は3億 9,356万8,483円で、行政事務嘱託員1名 の報酬及び社会保険料及び市有地不動産鑑定業務 委託ほか16件の委託料、普通財産下水道排水管 工事ほか2件の工事請負費、川内駅周辺土地区画 整理事業清算徴収金負担金ほか3件の負担金、並 びに市有施設保全基金への積み立て等が主なもの でございます。

その次、車両管理費4,201万7円につきましては、車両管理業務嘱託員1名の報酬及び社会保険料並びに運低業務嘱託員2名の報酬、公用車7台の備品購入等が主なものでございます。

次に、93ページをお開きください。

2款1項11目庁舎管理費でございますが、支 出済額は3億1,404万5,465円であります。

執行状況でございますが、機械室補助業務嘱託 員の報酬及び社会保険料、本庁・支所庁舎宿日直 警備及び駐車場整理業務委託ほか42件の委託料、 本庁舎耐震改修工事ほか43件の工事請負費、消 火器 6 0 本ほか 4 件の備品購入等が主なものでご ざいます。

次に、203ページをお開きください。

11款4項1目現年公用・公共施設災害復旧費でございますが、財産活用推進課分として500万円を措置しておりましたが、執行はございませんでした。

次に、歳入について御説明いたしますので、決 算書の17ページをお開きください。

14款1項1目総務使用料、1節総務使用料の うち財産活用推進課分は、19ページになります が、行政財産使用料260万5,793円でござい ますが、これは水道局等に対する庁舎の使用料等 でございます。

次に、35ページをお開きください。

15款2項1目総務費補助金、1節総務管理費補助金のうち財産活用推進課分は、本庁舎耐震改修に係る住宅・建築物安全ストック形成事業補助金3,796万1,000円でございます。

次に、55ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち財産活用推進課分は、貸地料1億779万1,023円につきましては、ポリテックカレッジ川内やPGMプロパティーズ、これは入来のゴルフ場でございます――等への土地の貸地料でございます。その下、貸家料385万9,750円につきましては、株式会社イワモト等への貸家料でございます。

財産活用推進課の分で、収入未済額が11万710円ございます。そのうち8万1,660円につきましては、入来町の鉄道記念館内にある普通財産を貸し付けておりました債務者が入院いたしまして、年度内の徴収につきましてはかないませんでしたが、6月に納入をされているところでございます。残りの2万9,050円につきましては、樋脇町向湯団地集団移転事業に伴いますものでございまして、その貸地料が収入未済となっているものでございます。

次は、同じく55ページでございます。

17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち財産活用推進課分は67万7,235円で、株式配当収入及び市有施設保全基金の利子収入でございます。

次に、57ページをお開きください。

17款2項1目不動産売払収入、1節土地建物

売払収入は5,045万8,536円で、普通財産 21筆並びに分譲団地6件の売却が主なものでご ざいます。

次に、17款2項2目物品売払収入、1節物品 売払収入のうち財産活用推進課分は403万 5,755円で、廃車した公用車の売払収入でござ います。

次は、59ページをお開きください。

19款1項10目1節土地開発基金繰入金2億6,042万9,234円は、平成25年4月1日付で同基金を廃止したことに伴う繰入金で、市有施設保全基金の積立金として充当いたしております。

同じく60目市有施設保全基金繰入金、1節市 有施設保全基金繰入金として、2億1,350万円 を繰り入れ、クリーンセンター管理費等へ充当い たしております。

次に、63ページをお開きください。

21款 5 項 4 目雑入、1 節雑入でございますが、 財産活用推進課分は 65 ページの上段をお開きく ださい。原子力立地給付金 1, 853 万 1, 365 円などで、6 計 2, 313 万 6, 329 円 でございます。

次に、79ページをお開きください。

21款5項5目違約金及び延滞利息、1節違約 金及び延滞利息でございますが、財産活用推進課 分といたしまして、収入未済309万円がござい ます。これは、大村高校跡地の売買契約解除に伴 う違約金でございます。債務者である株式会社ア ネックスジャパンにつきましては実態がない状態 でございまして、督促状を事務所並びに代表者宅 へ送付いたしておりますが、いずれも返送されて おり、連絡がとれない状況となっている状況でご ざいます。

続きまして、財産に関する調書について御説明 させていただきます。

378ページをお開きください。

財産に関する調書につきまして、財産活用推進 課のほうで総括して説明させていただきます。

まず、公有財産の土地及び建物でございますが、 一番下の行の総計欄をごらんください。土地につきましては、決算年度末現在高9,548万5,024.93平米でございます。建物につきましては、同じ行の右側の欄でございますが、決算年度末現在高64万9,218.46平米となって おります。

開けていただきまして、379ページは、山林、 動産及び物権の決算年度末現在高でございます。

開けていただきまして、380ページは、有価証券の決算年度末現在高の状況でございます。財産活用推進課保有分は3件ございます。株式会社みずほフィナンシャルグループは1万1,660株で58万3,000円、株式会社南日本放送は6,770株で338万5,000円、株式会社南日本銀行は2,713株で13万5,650円でございます。

開けていただきまして、381ページは、出資による権利関係の決算年度末現在高の状況でございます。財産活用推進課分は、薩摩川内市民まちづくり公社の出捐金5,000万円であり、決算年度中の増減はございません。

開けていただきまして、382ページは、無体 財産権の決算年度末現在高でございます。

開けていただきまして、383のページは、重要物品についての現在高調べでございます。決算年度中の増減につきましては、公用車及び災害対応特殊救急自動車等の購入と廃車に伴うもの、また、診療所の医療機器の更新によるもの、小型動力ポンプ購入によるものなどが主なものでございます。

開けていただきまして、384ページは、債権についての決算年度末現在高の状況でございます。年度中に2, 362 万1, 635 円の減額となっており、決算年度末現在高は6 億3, 664 万8, 738 円となっております。

開けていただきまして、385ページは、基金の状況でありますが、特定基金につきましては、年度中に34億1,753万4,000円増加いたしまして、決算年度末現在高につきましては、169億7,947万6,000円となっております。財産活用推進課分といたしましては、市有施設保全基金で、年度中に1億5,480万9,000円増加いたしまして、決算年度末現在高は、768,452万4,000円となっております。

開けていただきまして、運用基金でございますが、年度中に 2 億 6 , 0 5 6 万 6 , 8 4 3 円減額いたしまして、決算年度末現在高につきましては、 5 億 8 , 4 2 4 万 8 , 6 6 1 円となっております。財産活用推進課分といたしましては、土地開発基

金を廃止しております。

基金全体といたしましては、年度中に31億5,696万7,157円増加いたしまして、決算年度末現在高は、175億6,372万4,661円となっております。

以上で、財産活用推進課の説明を終わります。 よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員 (杉薗道朗) 先ほど説明があった物品売 払収入で公用車の売却価格ということでしょうけ ど、台数、それから最高は幾らでというところを ちょっと参考までにお示しをいただければ。

**○財産活用推進課長(平原一洋)**平成25年度 に21台しておりまして、最高が、キャタピラー のショベルローダーを売却しまして94万 5,000円でございます。

次の最高額は、普通貨物車でございまして、これが85万5,750円ということで、4台普通貨物をしましたが、これが主に大きなものでございまして、あとの普通のワゴン、そういうものについては、1万円から5万円ぐらいの小さな額でございました。

○委員(杉薗道朗)ありがとうございます。

当然、耐用年数、キロ数を含めて、買いかえ時期とか出てくるんでしょうけど。今後もある程度の台数というのは出てくるんだろうというふうには思うんですけれども。車両そのものをリース方式で、リース車で導入する割合という部分のも、ちょっとふえてきつつあるのかと思ったりもするんですが、そこあたりは将来的にどうなりますか。

〇財産活用推進課長(平原一洋)公用車の更新につきましては、原則的には10年10万キロをめどに更新をいたしておりますが、やはり使用状況、それから車両の状況等によって、多少の上限はあるかと思いますけども、今のところ、平均的には10年を超えたところでの廃車、更新ということにさせていただいております。

更新するに当たりましては、今は軽自動車の性能もよくなってきておりますし、公用車の使用の状況を見ますと、1人または2人乗りというのが多いということで、軽自動車でも対応できるということ、また、鹿児島あたりの例えば出張につきましては普通を使っていただいたりとかというこ

とで対応しているので、今のところ、普通車を廃 車して軽自動車のほうがふえている状態というこ とになっているようでございます。

あとリースにつきましては、いろいろ研究もさせていただいておりますが、まだまだ公用車の購入よりもリースの年数のほうが―例えば10年スパンで平均していきますと、やはり100万円程度費用がかかるということ等もございますので、月額のリース料が下がってきていただければ、リースのほうも採用できるかと思います。

リースを採用いたしますと、車検に係る手数とか、整備に係る手数、そういうのが軽減されますし、引いては、また職員の事務の軽減とかにもなると思いますが、今のところで言うと、費用対効果の関係を見極めているということで御理解いただきたいと思います。

# **〇委員(杉薗道朗)**よくわかりました。

当然、言いましたとおり、耐用年数、キロ数等々で買いかえ時期になる、管理上わかりますので、少しでも高く売れるように、取り扱いというか、乗り方あたりもちょっと丁寧に使っていただいて、少しでもまた財産収入になるように、そういうふうにしていただければというふうに思うところです。

以上です。

○委員 (成川幸太郎) 重要物品現在高で、車両が前年度末470台あったのが488台に、18台ふえているということなんですが、これはどういうところの部分がふえたんですか。

**○財産活用推進課長(平原一洋)**基本的には、 廃車した台数よりは少なめに購入はいたしており ますが、ここで大体18台ほどふえておりますけ ども、このうち20台につきましては、電気自動 車コムスを20台購入したものですから、その分 が、そこは純然にプラスになってしまっていると いう状況で台数がふえているということで御理解 いただきたいと思います。

○委員(成川幸太郎)職員数は削減の方向なのに、車の台数がふえていることにちょっと気になったんで。

将来的な車の台数というのは、ある程度の目標はお持ちなんですか。

**○財産活用推進課長(平原一洋**)全体的な明確 の数字というのは定めておりませんけども、やは り言ったように職員の数も減ってまいりますので、 それに応じた買いかえということで、先ほど言ったように、廃車する台数より少なめの公用車の購入ということで対応しているところでございます。

- **○委員長(福元光一)**ほかにございませんか。
- ○委員(川添公貴)この違約金のところ、 21款5項5目、これは督促対象になってから、 今、何年ぐらい経過しちょっとですか。
- 〇財産活用推進課長(平原一洋)違約金 309万円につきましては、大村高校跡地の売買 契約解除の伴う違約金ということで、平成19年 に違約金の請求をしている状況で、今、7年目に なっております。
- **○委員(川添公貴)**所在が見つからないんです よね。多分、確か民法が適用されるんですよね。 時効が10年やったかな。

それも、確か半年ぐらいで確認をしないと期間 の延長ちゅうのはできなかったと思っているんで すけど、そこら辺はどうでしたか。

**○財産活用推進課長(平原一洋)**おっしゃるとおりに、この債権につきましては、民法上の私債権ということで、時効消滅が10年となっております。

仮に、この10年を経過したあとであっても、この債権につきましては、時効の援用を要する債権でございますので、10年たったから不納欠損に回せるという債権ではございませんので、今後、債権管理条例とか、そういうのも考えながら、不納欠損できないかとかというのについては、検討をしていきたいと思っています。

**〇委員(川添公貴)** 大事に、こういう取れない やつを抱えるちゅうことじゃないんです。早く不 納欠損しろちゅうことです。

というのは、管理をするにもお金は要るし、督 促料も要るし、どうせ裁判所の支払い督促状、あ れをかけて公示送達をかけて早く処分したほうが いいと思うんです。

ですから、10年ぐらい時効を待つんではなく て、早めに処分をして、確か去年もいったような 気がする。毎年出さないようにしないと、実態が ないんだから。

わかりました。来年度以降、そのように処理を されるように希望したいと思います。

**○財産活用推進課長(平原一洋)**おっしゃる議員の指摘のほうも重々承知をしているところでございます。

先ほども申しましたように、10年を待たずとも、そういう状況があればできるじゃないかという状況等もございますので、そういう債権管理条例の中でそういうのが対応できないとかというのも、また今後、十分検討させていただければと思います。

- ○委員長(福元光一) ほかにございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○委員長(福元光一)質疑は尽きたと認めます。 以上で財産活用推進課の審査を終わります。 御苦労さまでした。

次は、税務課・収納課についてだったんですけ ど、両課が、今、市民福祉委員会のほうに出席さ れておられて、まだ帰って来られませんので、順 番を変えて、契約検査課のほうから審査を行いま す。

### △契約検査課の審査

○委員長(福元光一)次に、契約検査課の審査 に入ります。

まず、決算の概要について部長の説明を求めます。

○総務部長(今吉俊郎)契約検査課をよろしく お願いいたします。

附属書の28ページ以降になりますが、決算額は2,096万9,679円となりました。

契約検査課は、建設工事等の入札・契約に関する事務のほか、工事等の検査を実施するとともに、技術指導を実施しているところです。また、技術職員の資質向上や工事品質の向上のために、各種研修の実施によるスキルアップに関する事務も行っております。

平成25年度の取り組みにつきましては、一つ 目の入札・契約運営委員会に関することですが、 72回開催し、186件を審議いたしました。

次に、2のほう、工事及び工事に係る調査、測量、設計等の入札に関することですが、45回、457件を執行したところです。

3の工事等の検査に関することでは、526件、112億5,103万9,820円につきまして検査を実施したところです。

4の入札等監視委員会の開催につきましては、 3回開催したところです。

以上、契約検査課の概要ですが、決算の概要に つきましては課長から説明いたしますので、よろ しくお願いいたします。

- **〇委員長(福元光一)**次に、決算内容について 当局の説明を求めます。
- ○契約検査課長(堂元清憲)決算書97ページ でございます。

2款1項14目契約管理費です。支出済額 2,096万9,679円です。

主なものを備考欄で説明いたします。次のページ、98ページです。

入札・契約の適正化等に関する事項を調査・審議するために、附属機関として設置をしております入札等監視委員会の委員3名の報酬、土木積算システムソフトウエア保守委託ほか9件、電子入札等システム共同利用負担金ほか13件でございます。

それから、歳入でございます。

決算書は29ページになります。

14款2項1目総務手数料です。契約検査課分につきましては、備考欄、中ほどですが、工事施工証明手数料2,970円です。これは、本市の建設工事の受注業者の方が、施工されました工事の証明書の交付を希望される場合に徴収をいたします手数料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。 〇委員長(福元光一)ただいま当局の説明があ りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。

以上で契約検査課の審査を終わります。

御苦労さまでした。

委員の方に申し上げます。まだ、税務課・収納 課が市民福祉委員会のほうに出席でまだ終わらな いようですので、ここで一時休憩いたします。再 開は2時45分に。

> 午後2時34分休憩 ~~~~~~ 午後2時43分開議

~~~~~~~

〇委員長(福元光一)休憩前に引き続き会議を 開きます。

△税務課・収納課の審査

〇委員長(福元光一)次に、税務課及び収納課

の審査に入ります。

まず、決算の概要について部長説明を求めます。 〇総務部長(今吉俊郎)税務課と収納課をよろ しくお願いいたします。

附属書の18ページからになります。

まず、税務課ですが、決算額は6億2,150万5,503円となりました。

平成25年度の主要事業は、納税義務者及び課税客体の適正な把握、課税事務の効率化を図り、 公平かつ適正な課税に努めたところです。

18ページから21ページの上段まで、市民税、 固定資産税、軽自動車税など、市税の賦課事務の 処理状況を示しております。

また、21、22ページには、国民健康保険税の状況及び税外収入に係る事務処理の状況を記載しております。

以上、税務課です。

23ページが収納課ですけれども、決算額 3,435万9,588円で、市税・国保税の徴収 を主に担当しております。

平成25年度の取り組みにつきましては、文書・電話によります納税催告及び納税交渉、タイヤロック予告によります催告、不動産・預貯金等の差し押さえ、公売の実施、並びに市税等滞納特別対策本部を設置するなど、実施したところでございます。

以上、税務課と収納課の概要であります。決算 の概要は課長から説明させますので、よろしくお 願いいたします。

- **〇委員長(福元光一)**次に、決算内容について 当局の説明を求めます。
- ○税務課長(山口秀昭) 税務課・収納課所管に 係る歳出の内容について、御説明いたします。

それでは、決算書の99ページをお開きください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の支 出済額は4億8,303万3,121円であります。

備考欄の税務一般管理費で執行済みの主なものは、行政事務嘱託員報酬、土地調査業務嘱託員 1人分の報酬と社会保険料、職員給与費は税務課職員、収納課職員、8支所の税務担当職員、合計 67名分の人件費が主なものであります。

2目賦課徴収費は、同ページの一番下からであります。

2目賦課徴収費の支出済額は1億7,283万

1,970円であります。

101ページをお開きください。

備考欄の賦課徴収事務費で、行政事務嘱託員報酬、相続人調査業務嘱託員1人及び家屋事前調査業務嘱託員3人、計4人分の報酬と社会保険料。委託料は、固定資産税納税通知書作成等業務委託ほか21件。使用料及び賃借料では、固定資産税システム機器リプレース賃借料ほか5件。社団法人地方税電子化協議会負担金、還付加算金は法人市民税等の過誤納に加算する207件分。市税等過誤納払戻金は法人市民税等の過誤納還付714件分であります。

納税奨励費は、後ほど収納課より説明いたしま す。

固定資産評価事業費では、平成27年度固定資産(土地)評価替え鑑定評価業務委託ほか3件分となっております。

収納率向上特別対策費も、後ほど収納課から説明いたします。

次に、50万円以上の不用額ですが、賦課徴収費、3節職員手当等108万3,604円は、時間外手当の執行残が主なものであります。

11節需用費87万7,885円のうち税務課分は、78万8,890円です。これは印刷製本費の執行残が主なものであります。

1 3 節委託料で 5 4 1 万 3, 4 3 5 円の不用額に つきましては、入札執行残であります。

23節の償還金利子及び割引料で821万6,716円の不用額が発生しておりますが、これは市税等歳出還付金の不用額で、主に法人市民税の中間納付金に対し、確定申告による精算払戻金で、各法人の決算期が異なるため、精算還付の発生の予測がつかないものであります。

〇収納課長(枇杷 繁)収納課です。

同じく101ページ、2目賦課徴収費のうち収納課分について説明いたします。

事項は二つございます。

まず、備考欄の真ん中辺、14行目の納税奨励費です。支出の主なものは、滞納整理システム延滞金計算方法変更改修業務委託料及びコンビニ収納代行手数料です。

次に、備考欄の22行目、収納率向上特別対策 費です。

支出の主なものは、行政事務嘱託員、これは納 税奨励普及業務嘱託員4人、滞納整理業務嘱託員 1人、窓口業務嘱託員1人の6人の報酬及び社会 保険料、並びに職員手当等の時間外勤務手当です。

次に、1節50万円以上の不用額はありません。 次に、全く予算を執行しなかったものは、 22節補償、補填及び賠償金で、これは滞納者の 動産を差し押さえた場合に、市がその物件の保管 等に当たって、物件に損害を及ぼしたときの賠償 金ですが、このような事態は生じませんでしたの で執行がなかったものです。

以上で収納課分の説明を終わります。

○税務課長(山口秀昭) 続きまして、歳入の説明をいたします。

税務課、収納課が所管します市税の歳入から説明いたします。

決算書の11ページをお開きください。

市民税の決算状況ですが、上から2行目です。 1 款 市税、1 項 市民税は、収入済額43億 3,450万2,950円であります。不納欠損額 は、1,074件の1,405万4,520円で、未 還付の2万1,382円を加えた収入未済額は3億 6,789万6,372円。件数は2万4,300件 であります。

次に固定資産税の決算状況ですが、2項固定資産税は収入済額63億5,238万4,633円であります。不納欠損額は、2,261件の3,049万3,813円です。収入未済額は、未還付の27万円を含めて7億7,286万5,361円。件数では、3万8,395件となっております。

次に、3項1目軽自動車税は、収入済額2億5,970万5,563円。不納欠損額は、511件の199万5,600円です。収入未済額は2,183万6,882円で、件数は5,452件となっております。

次に、4項1目市たばこ税は、収入済額6億9,708万8,636円であります。

6項1目特別土地保有税の2節滞納繰越分の収入未済額は189万2,100円です。平成15年度の税制改正によりまして、新規課税分が停止しておりますが、滞納になっている分は、平成14年度以前の1社3件分であります。

7項1目入湯税は、収入済額1,685万7,750円であります。

8項1目使用済核燃料税の収入済額は3億 9,225万円であります。使用済核燃料 1,569体に課税したものであります。

市税全体の収入済額は、一番上の行になりますが、120億5,278万9,536円で、収納率は現年課税分が98.5%、滞納繰越分が10.0%、全体では90.9%であります。不納欠損額は4,654万3,933円で、件数で3,846件であります。収入未済額は未還付の29万1,382円を加えた11億6,449万715円で、現年課税分が1億7,791万4,864円、滞納繰越分が9億8,657万5,869円であります。

以上で市税について説明を終わりますが、 29ページをお開きください。真ん中より下のほ うになります。

14款使用料及び手数料、2項手数料、1目 1節総務手数料のうち税務課分は、備考欄の資産 等証明手数料、公簿閲覧手数料、市民サービス コーナーの合計730万8,800円であります。 次のページ、31ページをお開きください。 31ページの上のほうです。

2 節 督促 手数料は、収入済額327万4,600円です。不納欠損額は、36万2,200円となっております。収入未済額は、596万3,900円となっております。

次に、51ページをお開きください。

16款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、2節徴収費委託金は県税徴収事務委託金で、地方税法第47条第1項に基づき、個人県民税の取り扱いに関し、その件数に応じて交付されるもので、収入済額1億2,882万9,316円であります。

61ページをお開きください。

19款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金で、749万 1,975円です。国民健康保険税の収納率向上のために事業費等を対象として、県が交付する特別徴収交付金で、国民健康保険税特別会計で受け入れますが、収納課で執行する事業に充てるため、同特別会計から繰り入れているものであります。

21 款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、 1目1節の延滞金は、収入済額867万522円 であります。

2目1節の過料につきましては、歳入は発生しておりません。

63ページをお開きください。

2目1節の弁償金、収入済額は1万8,000円です。これは、原動機付自転車の標識を紛失したときの弁償金で、90台分に当たります。

以上で市税及び市税に関係する事項の税務課・ 収納課の説明を終わります。よろしく御審議くだ さるようお願いいたします。

○委員長(福元光一) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一)質疑はないと認めます。 以上で税務課及び収納課の審査を終わります。 御苦労さまでした。

ここで本案の審査を一時中止します。

△延 会

○委員長(福元光一)本日の委員会は、これで 延会したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(福元光一)御異議なしと認めます。 よって、本日の委員会はこれで延会いたします。 次の委員会は、あす30日午前10時から第 2委員会室で開会いたします。

御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会 委員長 福元光 一